

SOBUN VOL. 36
2021

鎌原区有文書の調査と近世鎌原郷蔵の

設置年代などについて

関口 荘右

翻刻 「明治4年 前橋町年寄日記

「御用雑日記」

古文書係

付録

鎌原区有文書の調査と近世鎌原郷蔵の設置年代などについて

関 口 荘 右

はじめに

令和2年(2020)9月、筆者は、吾妻郡嬭恋村「鎌原の郷倉保存整備検討委員会」発足とともに、これまでの『嬭恋村誌』等の文献では不明確であった「鎌原の郷倉」の設置年代などについて、史料的に明らかにするよう同村教育委員会より求められた。これは、群馬県立文書館の「文書館の今後の方針と取組」の一つ「県内市町村との連携強化」とも合致し、鎌原区有文書などの本格的な県史収集資料の追跡調査及び研究を行える好機と考えられ、館の了承を得て、同委員の一人に加えていただいた。

本稿は、昨年9月以降、①文書館所蔵・閲覧公開の鎌原区有文書など嬭恋村域の県史収集複製資料による調査、②鎌原区有文書の原本調査(2回)などを経て、「鎌原の郷倉」の設置年代などに関する現時点での研究成果を報告させていただくものである。具体的には、「鎌原の郷倉」に関する研究史を整理し、これまでにどのようなことが明らかになっているのか、今回の鎌原区有文書などの地域史料(原本)調査によって、どのようなことが明らかになってきたのか、などについて記すこととする。

なお、「倉」「蔵」の表記について、筆者がこれまでに目にした

鎌原区有文書原本の文字は、全て「蔵」(郷蔵・稗蔵)であることとから、近世のものは全て「蔵」で統一し、現存する建物の「鎌原の郷倉」について記す場合には「倉」を用いることとしたい。

1. 近世の嬭恋村域村々の概要と吾妻郡鎌原村について

(1) 近世の嬭恋村域の概要

近世の嬭恋村域は、鎌原(かんばら)村、大笹(おおざさ)村、田代(たしろ)村、大前(おおまえ)村、千俣(ほしまた)村、門貝(かどがい)村、中居(なかい)村、赤羽根(あかばね)村、袋倉(ふくろぐら)村、今井(いまい)村、西窪(さいくぼ)村、芦生田(あしうだ)村というように、現在の大字単位が一つの村であった(中居村と赤羽根村は明治7年合併、三原(みはら)村に)。12か村とも近世初期の領主は、沼田藩主真田氏で、天和2年(1682)の真田氏改易(かいえき)(上野国内領の知行没収)により、全て幕府領となった。このうち、前記の鎌原村から門貝村までの6か村は、幕末期まで幕府領であり、中居村から芦生田村までの6か村は元禄11年(1698)以降旗本古田氏・深津氏・榊原氏の各旗本領となり、慶応4年(1868)6月、全12か村が岩鼻県管轄となった。(【資料1】)

18世紀初めの「元禄郷帳」により、12か村の村高(むらだか)(1村の生産高)を石高の低い順に記すと、鎌原村(309石余)、大笹村(178石余)、芦生田村(162石余)、大前村(154石余)、今井村(143石余)、

袋倉村（96石余）、干俣村（93石余）、門貝村（68石余）、赤羽根村（62石余）、西窪村（51石余）、中居村（42石余）、田代村（21石余）であった。【資料2】

(2)近世の吾妻郡鎌原村について

吾妻郡鎌原村は、近世初めから明治22年（1889）までの村名である。吾妻川上流右岸、吾妻川支流の小熊沢流域に位置している。近世初期は沼田藩領（真田氏）であり、天和2年の真田氏改易後に幕府領となり、そのまま明治維新を迎えた。同村の村高は、17世紀半ばの「寛文郷帳」197石余、真田氏検地911石余、18世紀初めの「元禄郷帳」309石余、19世紀半ばの「天保郷帳」332石余であった。天保期の村高³³²石は、天明3年（1783）浅間山大噴火被災後、鎌原村民の懸命な耕地の起こし返し・新田（畑）開発等の努力と周辺村々の支援によって同村が復興していったこと示している。天明3年の浅間山大噴火の際、鎌原村は火砕泥流などの直撃を受け、その被害は極めて甚大であった。同年8月の「飢人夫食拝借小前割帳」⁽¹⁾によると、飢人93人、男40人に米4石8斗（この代金4両3分・永50文）、女53人に米3石1斗8升（この代金3両・永180文）、計7両3分・永230文が支給された。同年9月の大笹村名主・長左衛門より幕府代官原田清右衛門役所宛てに差し出された「浅間焼復興請負証文」⁽²⁾には、次のように記されている。

「山上より泥火石涌出一旦に押し懸かり、惣（そう）反別の内、山畑少々相残り候計（ばか）りにて皆荒れに罷（まか）り成り、百姓家九拾三軒残らず流失、惣人数五百九拾七人、内四百六拾七人流死、馬数式百疋の内百七拾疋流死、相残り候百姓男女合わせ九拾三人、外へ奉公稼ぎに罷り出で候者三拾八人の外（ほか）これ無く、一命相助かり候者とても当然にて飢えに及び、夫食（ふじき）拝借等にて漸（ようや）く取り続き罷り在（あ）り候」

また、鎌原村惣反別92町1反余のうち、無難は4町5反、火石泥入りは87町6反余であった。このうち29町8反余は、鎌原村の生存者93人で火石を取り除き、起こし返し普請を行うこととした。残り57町8反2畝3歩（人数290人・家数145軒）は、前記大笹村名主・長左衛門が金^{1,340}両程で復興を請け負った。金^{1,350}両の内訳は、小屋懸け料金326両程、農具その他家財一式入用金218両程、夫食代金326両程、世話人一式諸雑用金109両程、出百姓引越し雑用金72両程、起こし返し御手当金289両程であった。当時、孀恋村域最高の村高であった鎌原村の大被害に対し、同村域村高2位の大笹村有力者・長左衛門が指導力を発揮し、復興に尽力したのである。同年9月「浅間焼出し大變記」⁽³⁾には、鎌原村高³³²石4斗1升3合のうち300石余が泥押し、流死者466人（男241人・女225人）・飢人93人（男49人・女44人）、本家93軒流失、延命寺流失、という鎌原村百姓代^{ひやくへいしやうだい}の報告が記されている。その後、翌天明4年

正月「浅間焼一件留」⁽⁴⁾には、その時まで建設された百姓代・半兵衛、組頭・市太郎ら11軒の新建家について記されている。

文政12年(1829)の村明細帳⁽⁵⁾には、村高³⁰⁴石1斗5合、反別70町6反4畝12歩のうち田方7町余・畑方63町5反余で、天明3年浅間山押し出しの節泥入り、と記されている。幕末の改革組合村高帳によると、鎌原村は大戸村^{おおど}寄場組合(大戸村は現・東吾妻町大戸)に属し、家数36軒であった。

(3)近世吾妻郡鎌原村の名主役の変遷について

鎌原区有文書No.16「諸書附改相渡覚帳」(天明5年正月)は、天明5年(1785)より大正5年(1916)まで131年間に及ぶ鎌原村役人の引継ぎ文書綴りである。これをもとに、天明5年から明治5年(1872)までの87年間の名主役の変遷、引継ぎの特徴、貯穀等の関連記述などをまとめたのが【資料3】である。

鎌原村名主役変遷の特徴は、第1に、天明5年から文政6年(1823)まで、一部の例外を除いて、正月29日付けで名主役が引き継がれていることである。旧暦の正月29日は、新暦の3月12日頃に相当する。天保9年(1838)以降は、2月中の引継ぎがほとんどとなっている。最も遅い引継ぎは、嘉永7年(1854)の3月6日(新暦4月17日頃)である。第2に、天明5年から文政8年(1825)までの約40年間は、「郷左衛門」家と「作左衛門」家がほぼ1年交代で名主役を務めていたことである。第3に、天保12年(1841)

から慶応3年(1867)にかけては、吉右衛門・李兵衛・平太夫・作左衛門が複数年ずつ名主役を務めていることである。この文書には、名主役の務め方・任期、関連する村議定などについては記されていない。

(4)近世後期 吾妻郡鎌原村の家数・人数などの推移について

鎌原区有文書には、享和2年(1802)から明治3年(1870)にかけて「家数・人数増減帳」「増減差引帳」など、鎌原村の家数、総人数、男女各人数、馬数を調べ、幕府支配役所(岩鼻役所など)へ報告した史料が25点ほど含まれている。文化8年(1811)頃からは、人数増減の内訳の記述が、より詳細になっている。鎌原村(宿)は、信濃国北部の飯山藩・松代藩・須坂藩の大名廻米、幕府御用荷物、諸商人荷物などを人馬によって継ぎ立てる「継場」として重要な場所であり、人数・馬数が記録され、毎年のように村役人から幕府役所へ報告されたものと思われる。【資料4】は、享和2年から天保11年(1840)にかけての鎌原村の家数・人数・馬数等の推移をまとめたものである。享和2年から天保2年までの30年間は記録が連続し、一方、天保3年から天保の飢饉を経て天保10年までの史料は見当たらない。天保11年の記録は、「鎌原宿石高・家数・人数等書上」(No.268、後掲【史料1】)であり、次の「家数人馬増減帳」(No.294)は弘化3年(1864)11月以降である。

家数については、享和2年の40軒が最多で、最少は天保11年の35軒である。享和3年から天保2年にかけては、36軒→39軒を推移している。村総人数について、最少は文化3年・同5年・同9年の143人、最多は天保2年の187人であり、同年は男女とも最多である。享和2年から天保2年の30年間で、39人(男22人・女17人)増えている。しかし、天保の飢饉を経た9年後の天保11年には、24人減少している。文化3年以降は、男女の出生数・縁組・離縁・病死者数などによる増減の内訳を記した。文化4年の6人増、文化6年の8人増もあるが、毎年あるいは2年・3年おきに同村内で病死者が発生していることが注目される。特に、文化9年は、惣人数・女性数とも最少であり、男女の病死者10人を出している。後述する鎌原郷蔵の設置年代について、筆者は史料などを根拠に天保3年8月と考えているが、前年の天保2年までの人口増加など、鎌原村(宿)の上向きの村勢状況も背景の一つにあったのではないだろうか。

2. 『孀恋村誌』など文献資料の「鎌原の郷倉」に関する記述について

(1) 近世の郷蔵(ごうぐら)、困米(かこいまい)とは何か

一般的に「郷蔵」とは、江戸時代、村に設けられた年貢米の一時保管用の蔵のことである。江戸中期以降は、凶作に備える貯穀蔵として使われた。当初は村役人の個人の蔵を利用することが多

く見られたが、後に村で蔵を建設するようになった。群馬県内に現存する郷蔵については、「鎌原の郷倉」の他に、寛政8年(1796)の建造の上泉郷蔵(前橋市上泉町)、弘化4年(1847)完成の桐原郷蔵(みどり市大間々町桐原)、文化8年(1811)上而郷倉(片品村越本字上而)などがある。このうち、桐原郷蔵は、当初桐原村内・藤生家の蔵の一つを借用し運用していたが、弘化3年に入会手振山の立木・葛根等売り払い資金をつくり、世音寺境内の一部の敷地を村方が買い取って建設、翌年完成したものである(6)。

「困米」は、困い粃・置き米・置き粃とも言われる備荒に関わる語句である。江戸時代、領主や村が非常時に備えて蓄えた米のことである。領主の場合は、備荒貯蓄・軍事用・米価調整など、村方の場合には飢饉時の備荒貯蓄を目的とし、郷蔵などに保管した。長期保存のため、一般的に粃を貯蔵した。所により粟・稗などの雑穀も貯蔵した。鎌原村の場合は、鎌原区有文書などから、貯穀は専ら稗であったと考えられる。幕府の寛政の改革の一貫「困米の制」(1789年発令)以後、備荒貯蓄として全国的に実施されたが、各地域の実情により、その施策内容はさまざまであった。

(2) 『孀恋村誌』の「鎌原の郷倉」に関する記述について

『孀恋村誌 上巻』は、昭和52年(1977)3月、同誌編集委員会によって発行されたものである。なお、『孀恋村誌 下巻』には、

鎌原の郷倉に関する記述は見当たらない。

① 『孀恋村誌 上巻』 P 31 参考資料 家別絵図面（鎌原村、明治2年）について【画像1】。この絵図には、「郷蔵」が鎌原宿通り東側家並みのほぼ中央、「諏訪社」参道北側角（現在孀恋村消防団施設のある位置）に描かれている。明治2年（1869）に鎌原の「郷蔵」が、絵図記載の位置に存在したことを裏付ける史料である。絵図原本は、所在不明であり現時点で未確認ではあるが、鎌原区有文書の明治期以降の近現代文書に含まれている可能性もある。同文書群の原本の追加調査が必要である。当時の鎌原村が、絵図に描かれた通りであったと仮定すると、近世の「郷蔵」設置場所は現在とは異なり、明治2年以降に現在地（絵図「諏訪社」＝現鎌原神社の鳥居南側【画像2】）へ移設された可能性が高い。同絵図には、宿の西に「観音堂」「延命寺」「秋葉社」、北西に「飯綱社」「神明社」なども記されている。

② 『孀恋村誌 上巻』 P 448～P 449 記載の郷倉について。冒頭に「郷倉」に関する全国的・一般的定義が記されているが、鎌原の郷倉に固有のことではない。次に、干俣村の寛政12年（1800）の史料（干川英吉家文書）の積文が掲載されている。しかし、これはあくまでも干俣村の郷倉の設置場所・規模等に関する史料である。今日、「鎌原の郷倉」のみ建物が現存しているからという理由で、干俣村のものと同様だったであろう、という根拠にはならない。続く稗の貯蔵についても干俣区有文書に依拠しており、

後述する鎌原村の「稗蔵」の運用を示すものではない。この部分の記述は、あくまでも「干俣村の郷倉」に関するものである。

③ 『孀恋村誌 上巻』 P 588～P 590 「文政十二年（一八二九年）鎌原村明細帳」について。これは、「鎌原区有文書」文書No. 133・No. 134の「鎌原村明細帳」「文政12年（1829）4月」と同一史料の積文であり、同文書の誤読・誤字・脱字が少なからず存在する。P 590掲載の関係する記述の一部を以下に記すこととする。

「(前略)

一 冷蔵并牢屋敷 造り酒屋 陣屋屋敷 魚獵場

何成共運上之類無御座候

一 当地 地面砂火石入ニ御座候

一 蚕 寒国故いたし不申候

一 当村 山方ニ而桑□無御座候（後略、太字傍線筆者）

筆者は、この部分の積文について、以下のとおりと考える。

【史料2】 鎌原区有文書 No. 133

「(前略)

一 郷蔵并牢屋敷 無御座候

一 造り酒屋 無御座候

一 陣屋屋敷 無御座候

一 魚獵場 無御座候

一 当村地面、砂火石入二御座候

一 蚕 寒国故、いたし不申候

一 当村山方二而、桑・漆 無御座候 (後略、同)

つまり、本稿で特に重要な「郷蔵」が読めておらず、『孀恋村誌上巻』刊行3年後の1980年3月刊行『群馬県史 資料編11』資料103でも同様に「冷蔵」と記載されている。少なくとも史料からは、文政12年4月に鎌原村役人が「郷蔵」と認識する建造物は無かった、と岩鼻役所に報告しているのである。同史料には延命寺について、「其の後再建之れ無く、無住二御座候」と記されている。天明3年の被災の後、46年後の文政12年の時点でも延命寺の再建は実現していなかったと考えられる。

(3) 萩原進著『天明三年浅間山噴火史』(孀恋村教育委員会)、その他の記述について

同書は、昭和57年(1982)9月刊行である。P42上からP43上にかけて掲載されている「当村家并地取図」には、「郷倉」が鎌原宿通り東側家並みのほぼ中央、「高札」場北側、「諏訪大明神」北西に描かれている。「諏訪大明神」の敷地は、参道も含めたものと思われる。この絵図の但し書きには、

「天明3年全滅前の鎌原村図(萩原進写)「浅間山焼荒之日並其外家並名前帳」より写したもの。原本によると、観音堂にのこつ

ていた宝暦12年の棟札から後年作製した旨が記されている。果して、被災以前がたしかにこうであったか、第一街村であったかどうか不明であるが、いま参考としてそのままを掲げておく。」とある。宿の西側に、天明3年に流失した「延命寺」、「秋葉社」、「飯綱山(飯綱社)」などが記載されている。

注目されるのは、「天明三卯年マテ 辰年之家之図」と「観音堂」「西久保・大前道」の間に「幸四郎 文化(元)二両年之内、金兵衛屋敷畑分金兵衛与平治屋しきへ行」と記載されている点である。この記述から、少なくともこの文書(絵図)が図のように作成されたのは、天明3年の浅間山大噴火から22年後の文化2年(1805)以降であると考えられる。先の『孀恋村誌 上巻』家別絵図面(明治2年)と鎌原宿の家並みを比較すると、宿の西側住人はほぼ一致し、東側住人も南東部の屋敷4軒を除いてほぼ一致している。

この絵図記載の通りであったと仮定すると、「郷倉」が、天明3年被災前の宝暦12年に存在した可能性も否定できない。しかし、仮にそうだったとしても天明3年の大噴火災害により宿の家並みと共に絵図の「郷倉」も倒壊・流失(地中に埋没)してしまったのではないだろうか。その後、文政2年(1819)4月までに同所に後述の「稗蔵」を設置し、天保3年(1832)8月までに同所へ「郷蔵」を設置、明治2年まで宿通りに面して「郷蔵」が存在したのではないだろうか。その後、近代の何れかの時期に現在地へ

移設（移築）され、修築を経て今日に至ったのではないか、とも考えられる。いずれにしても郷蔵設置年代を確定させるためには、萩原氏が引用した「浅間山焼荒之日並其外家並名前帳」原本記載の絵図を探索し、それをもとに考察することが必要であろう。

また、松島榮治氏は、著書『孀恋村の自然と文化』（孀恋郷土資料館、(21)「広報つまごい」No.563、1998年3月号掲載）で鎌原の郷倉について、「創建されたのは、他の地の文献史料などからして、天明8年（1788）頃と思考される」としている。しかし、根拠となる史料や出典等は同書に明記されていない。

3. 県立文書館収蔵・公開の県史収集複製資料と鎌原区有文書などについて

県立文書館で収蔵・閲覧公開している史・資料には、①寄贈・寄託文書（古文書原本）、②県史収集資料（写真版複製資料）、③文書館マイクロ収集文書（写真版複製資料）などがある。孀恋地域の文書群について、①は小林康章家文書（田代、103点）のみである。②は鎌原の鎌原区有文書（114点）と鎌原忠司家文書（42点）の2件を含む17件、③は鎌原忠司家文書（50点）、黒岩タキ家文書（大笹、1,026点）の2件がある。

②の県史収集資料は、昭和50年（1975）3月から同62年11月にかけて、県史編さん専門委員会3部会（中世史部会、近世史部会、近代・現代史部会）の専門委員、調査委員、調査協力員などによ

って、県内市町村のほぼ全域と県外で実施した調査の際、撮影・収集したものである。但し、可能な限りの悉皆調査（全文書の調査）であり、調査期間・費用・機材等の制約により、県内全域の古文書等を洩れなく調査できたものではない。さらに、文書館では、県史収集資料の原本所蔵者から閲覧・複写等の利用承諾が得られた文書のみ複製資料で公開している。この調査・収集・公開の対象から洩れた古文書（地域史料）も数多く存在するのが実情である。

県史収集資料の内、近世史部会が調査・収集した文書群は、『群馬県近世史資料所在目録1～36』（1977年2月～1991年4月、群馬県教育委員会発行）に収録されている。また、県史収集資料のうち、同資料原本所蔵者から当館での閲覧・複写等の利用承諾が得られ写真版複製資料で公開しているものは、『群馬県史収集複製資料目録 第1集～第4集・総索引』（1994年3月～1997年3月、群馬県立文書館発行）に収録されている。2つの目録とも各文書群の全文書を掲載したものではないが、当時のほぼ全県的な悉皆調査を基に、県内地域史料の所在情報を記録した意義は、極めて大きいと言える。

孀恋村・鎌原区有文書は、昭和53年8月10日、県史編さん室近世史部会が調査した文書群であり、『群馬県近世史資料所在目録11 孀恋村・草津町』に文書No.1～No.689が収録されている。この『所在目録』は、文書番号・史料名・年次・数量・備考の各項目

ごとに記され、概ね年代順に並べられている。しかし、記載内容は極めて簡略的であり、年次は「年」のみで「月日」は全く記されていない。よって、史料を年代順に正確に並べ、歴史的な流れを考察するのは極めて困難である。また、今回、同文書群原本を調査させていただき、『所在目録』の文字誤読・誤記載等を少なからず見出した。例えば、今回の「鎌原の郷倉」調査にとって重要な史料に限っても『所在目録』には、No.145「稗蔵大工人足覚帳」（文政2年）は「稗蔵大夫^わ人足覚帳」（「稗」は藁^{わら}の意）、No.203「家数人数書上」（天保2年）は「家族^か人数書上」、No.395「郷蔵左官作料割合帳」（嘉永4年）は「郷蔵代^か官作料割合帳」、と記されている。当館古文書係の主要業務である古文書の目録作成について、記載事項の正確さは、迅速さよりも優先され極めて重要である、と今回の原本調査で痛感した。

鎌原忠司家文書の原本調査は、鎌原区有文書の同調査の翌日（8月11日）に実施され、前記『所在目録』に文書No.1〜No.159を収録、うち42点を複製資料により文書館で閲覧公開している。その後、県立文書館は、調査から23年後の平成8年（1996）に史料原本を借用し、文書館内でマイクロフィルムカメラで撮影し複製本にした504点を公開している。現在のところ、同文書群の目録からは郷蔵（郷倉）に関する文言は見当たらず、原本調査は鎌原区有文書の調査後に所蔵者のご了解を得て後日実施させていただくこととした。孀恋村域の他の県史収集資料について、「鎌原の郷倉」に

関する文書を当館検索システムや『所在目録11』によって調べたが見当たらなかった。

4. 県史収集複製資料などによる調査と鎌原区有文書の原本調査について

(1) 文書館收藏の県史収集複製資料などによる調査（2020年9月中旬〜同年11月中旬）

令和2年（2020）9月上旬、当館文書目録検索システムにより、「郷蔵」「郷倉」などの文字を入力し検索したが1件のヒットもなかった。やむを得ず、9月中旬より同年11月中旬にかけて（第1回鎌原の郷倉保存整備検討委員会を挟んで）、文書館收藏の鎌原区有文書（近世Era18〜19、114点）と鎌原忠司家文書（近世Era18〜19、42点）・同文書（マイクロ収集文書、PF9601、504点）の近世文書全てに一通り目を通した。この過程で、先述のように、文政12年（1829）4月「上野国吾妻郡鎌原村明細帳」の末尾の方に「郷蔵并牢屋屋敷 無御座候」を見つけ、9月28日の第1回委員会で報告した（『孀恋村誌』及び『群馬県史 資料編11』の同文書の誤読も指摘）。鎌原忠司家文書の両方の複製資料中には、郷蔵に関する記述はこの時点で見出せなかった。

元来、文書館收藏の県史収集複製資料による調査には限界がある。鎌原区有文書は『所在目録』総点数697点のうち公開複製資料114点（全体の約16.4%）、鎌原忠司家文書は『所在目録』総点数160

点のうち同42点（同約^{26.3}%）である。特に、鎌原区有文書は、文書番号No.1の貞享3年（1686）から同No.14の天明7年（1787）まではほとんど撮影・収集されているが、それ以降のNo.666の明治4年までは、番号を大幅に飛ばして撮影・収集している。後述する「鎌原の郷倉」設置年代を特定するために鍵となった文書は、ほとんどが未撮影・未収録である。

また、9月下旬の第1回委員会の際、婦恋郷土資料館内に鎌原区有文書の複製資料が多数あり、その中に文政2年の稗蔵大工人足に関するものがある、との御教示を得た。同委員会終了後、その複製資料を7冊ほど撮影し持ち帰って解読した。複製資料の冊数などから、鎌原区有文書の全てを複製化したものとは思えなかった。11月中旬以降、調査を進展させ、婦恋郷土資料館内の複製資料の位置づけを確認するには、鎌原区有文書の原本調査を実施させていただくしかなないと考え、鎌原区の皆様、婦恋郷土資料館の関館長・樋主事にお願ひし、第2回同委員会開催前の12月上旬に実現した。

(2) 鎌原区有文書の原本調査（計2回）について

令和2年12月上旬、第1回鎌原区有文書の原本調査を鎌原公民館内で、樋主事の立会で実施した。筆者は、古文書原本を読み進めながら、主な文書をデジタルカメラで撮影し記録した。樋主事には、『所在目録』を基に古文書原本を文書番号順に並べ直す

とともに、文書番号の収納範囲が明記された各封筒に原本を収納する整理作業をお願いした。

調査の手順については、現地滞在の限られた時間で効率よく「郷蔵」記載の文書を見つげるため、『所在目録』で表題に「郷蔵」と唯一記載のある文書番号No.395・嘉永4年（1831）の文書（県史収集複製資料には無い文書）から解読し、これが鎌原郷蔵に関する史料ならば、少なくとも同年の郷蔵の存在を証明できると考えた。その後、年代・文書番号順にさかのぼり、天保期〜嘉永期の郷蔵貯稗関係文書（「貯稗」「御囲い糶」「荒稗取立」「荒稗貸付」等の表題の文書）に目を通していき、できれば先述の文政12年（1829）「郷蔵並びに牢屋屋敷御座無く候」記載の「鎌原村明細帳」までさかのぼりたいと考えた。

No.395「郷蔵左官作料割合帳」〔嘉永4年（1831）11月〕（横長帳）は、名主平太夫により記載された文書である（この時『所在目録』の「郷蔵代官割合帳」は誤記載と判明）。

【史料3】 鎌原区有文書 No.395

（表紙略） 覚

荷蔵壁普請入用

左官手間代左之通

一 金式両式分也

此割合三ツ割

式ツ 家 但シ、家数四十壹筆

内四軒分西窪より出ス

壺ツ 茅持江増し割

右金貳両貳分也

右之かへ

鏝（びた）として十五貫七百四十八文

丁銀 拾五貫百貳十文 （以下略）

この時の郷蔵普請入用・左官手間代は、鎌原村37軒と西窪村4軒に割り当てられた。「茅」の記載から、壁普請だけでなく屋根葺き普請も行われたものと考えられる。西窪村4軒にも割り当てられたことは、鎌原村だけの郷蔵ではなく、西窪村の郷蔵でもあったことを示している。

次は、No. 397 「貯穀稗取立小前帳」（嘉永3年12月）からNo. 198 「貯穀未年持ち高改め」（天保6年（1835）閏7月）までの文書に目を通したが、郷蔵に関する記述は見当たらなかった。

No. 173～No. 177の文書は、全て貯穀に関する横長帳で、一綴りになっていた。綴りの中程のNo. 175 「貯穀書上帳」（天保3年8月）の冒頭に、次の記述を見出した（部分記載）。

【史料4】鎌原区有文書 No. 175

〔表紙略〕 上州吾妻郡 鎌原村

一 貯穀 拾五石五升三合三勺

去卯年迄有石之分、郷蔵ニ詰置申候（太字・下線は筆者）

一、御下糶 三升貳合

右者、此度御尋ニ付、当村貯稗有石之分、取調仕候処、

少茂相違無御座候、以上

天保三年 辰八月

百姓代 三治郎

組頭 平太夫

名主 吉右衛門

岩鼻御役所 （以下略）

天保3年（1832）辰8月、吾妻郡鎌原村の去る卯年（去年）迄の貯穀（有り石）は15石5升3合3勺で、郷蔵に詰め置いた。加えて、領主（幕府岩鼻役所）からの御下げ糶3升2合も共に詰め置いた、と鎌原村名主吉右衛門ら村役人（村方三役）が、岩鼻役所宛て報告した控え書である。天保3年8月に鎌原村に「郷蔵」が存在し、運用されていたことがわかる。

その後、文政12年の「郷蔵並びに牢屋敷御座無く候」と記載のNo. 133 「鎌原村明細帳」辺りまでさかのぼって目を通したが、郷

蔵に関する記述は見当たらなかった。また、No. 145 「稗蔵大工人足覚帳」（文政2年）には、大工人足数、葦代人足数、酒代、などが記されていた。「葦」の文字から、この時「稗蔵」の屋根葺き普請も行われたものと思われた。

12月15日、第2回同委員会が開催され、郷倉の設置年代などに関するこれまでの調査結果を報告させていただいた。その後、今後の課題として、①『所在目録』は、年代順に史料が並んでなく、月日記載もないので、次回調査で各文書の月日を原本で確認し、郷蔵・貯穀・備荒救済に関する文書を年代順に並べ、歴史的な流れからも考察できるようにすること。②No. 6 「飢人夫食拝借小前割帳」（天明3年8月）とNo. 145 「稗蔵大工人足覚帳」（文政2年）の間の文書を精査し、稗蔵設置の経緯を示す史料を探索すること。③No. 145 「稗蔵大工人足覚帳」（文政2年）とNo. 175 「貯穀書上帳」（天保3年8月）の間の文書を精査し、「郷蔵」設置の経緯を示す史料を探索すること。④No. 173 「五か年賦稗取立帳」（天保4年12月）とNo. 564 「荒稗拝借小前帳」（慶応3年4月）間の郷蔵貯穀関係文書を精査し、郷蔵の運用について具体的に調査・考察すること、⑤鎌原区有文書の原本と孀恋郷土資料館内の同複製資料を照合し、『所在目録』・複製資料の誤読・誤記載等を確認すること、などを考えた。

令和3年（2021）1月16日、第2回鎌原区有文書の原本調査を鎌原公民館内で、樋主事立会により実施した。筆者は、同文書群

の「郷蔵・稗蔵・貯穀・備荒救済等関係文書一覧」（可能な限り年代順に並べたもの、全137点）を事前に作成し、原本で「月日記載を1点ずつ確認しながら読み進め、主な文書をデジタルカメラで撮影し記録した。樋主事にも同じリストをお渡しし、調査作業をさまざまな面から支援していただいた。

5. 鎌原区有文書の原本調査結果と近世鎌原村の稗蔵・郷蔵設置などについて

(1)天明期から天保期にかけての郷蔵・稗蔵・貯穀関係文書について

ここでは、第2回鎌原区有文書の原本調査を経て、第3回鎌原の郷倉保存整備検討委員会で報告するためにまとめた「鎌原区有文書の郷蔵・稗蔵・貯穀・備荒救済関係文書一覧」（【資料5】）などをもとに考察したことを記したい。

No. 16 「諸書附改相渡覚帳」（天明5年正月）は、天明5年（1785）より大正5年（1916）までの131年間に及ぶ村役人引継ぎ文書の綴りである。このうち、寛政2年（1790）に「戌年取り立て分

一、荒稗6斗7升、一、荒れ地起こし返し取立帳 1本」、翌寛政3年に「亥年 一、稗取り立て 1冊」、寛政12年に「一、貯穀書上帳 2冊 右の通り相改め」という記述があり、村が稗

を貯えていたことがうかがえる。天明3年浅間山大噴火被災7年後から鎌原村が貯穀に努めていたことがわかる。この史料だけで、

文政2年(1819)初見の「稗蔵」にこれらの稗を積み置いたのかは明らかでない。一方、この史料には引継ぎに関わった鎌原村名主名が記されており、これを基に作成したのが前述【資料3】である。No.43(寛政7年7月)からNo.81(文化15年3月)は、天明3年被災後の耕地(畑)の起こし返し、年貢減免、定免法じょうめんへの切り替え願いなど、鎌原村役人や同村小前百姓ら一般民の復興への継続的な努力がうかがえる史料である。

No.145「稗蔵大工人足覚帳」(「文政2年(1819)」)は、現時点で「稗蔵」の存在を示す最古の文書である。設置場所・規模・貯穀物・後の「郷蔵」との関係を示す記述は、2回の原本調査でも見当たらなかった。ただ、大工等の人足負担が鎌原村の居住民にのみ割り当てられていることから、「稗蔵」は同村のみが貯え運用・利用していた施設であろうと推定される。この「稗蔵」は、鎌原村の蔵であり、複数の村Ⅱ郷が関わる「郷蔵」ではなかったと考えられる。前述の2つの鎌原村絵図に「稗蔵」の記載はないが、鎌原宿通りに面し、被災前の郷蔵と同位置に建てられていた可能性もある。この場合、「稗蔵」が設置されていたのは、現在とほぼ同じ生活面であったと思われる。文書の内容は、①鎌原村の計37人が大工人足計123人を負担、②よし(葦)代472文、2日間の人足計36人、③酒代1貫124文、①②③の合計は、錢7貫90文となった。これを三ツ割(3分の2・3分の1)にし、家1軒につき59文・持ち高1石につき43文6分を負担することとし、計48名に割

り当てている。48名の実際の合計は、7貫891文で9文の不足、文割り当ての左兵衛のみ押印がない(【史料5】)。

No.135「佐藤忠右衛門様御支配に相成候節、御渡し遊ばされ候御書付写(代官支配替えにつき達書写)」(文政6年12月、【史料6】)は、稗蔵や郷蔵への貯穀の手法についての触書である。

【史料6】鎌原区有文書No.135

「(表紙略) 申 渡

(中略)

一、百姓貯穀の儀、急(救)難の手に

困い置き候御趣意に付、年々出穀高

届書差し出し、是れ迄困い置き申し候も

痛み受けざる様新穀に引き替え、不取締

の儀これ無き様心附くべき事

(後略)」

つまり、佐藤忠右衛門代官役所が管轄する幕府領村々へ、貯穀は救難手当のためであること、年々の出穀高届書の提出、傷んだ穀物の新穀への引き替え、などを命じているのである。この後のNo.112「差上申一札之事」(文政9年3月)、No.176「荒稗貸附覚帳」(文政9年10月)、No.111、「差上申一札之事(御貯石荒稗拝借)」(文政9年10月)、No.175「貯穀書上帳」(天保3年8月)、No.389「稗貸出し覚」(嘉永5年5月)などは、この貯穀に関する申し渡し

が守られ、村役人によって作成・記録された史料である。

No. 133・No. 134の「鎌原村明細帳」（共に文政12年4月）は、同じ文章が記載されている文書控えである。鎌原村は、引き続き幕府領ではあるが、支配役所が岩鼻役所（岩鼻陣屋、現高崎市岩鼻町）へ変更になった際に提出したものである。【資料5】に挙げているNo. 122・No. 123「乍恐以書付奉願上候」（共に文政12年4月）は、鎌原村・田代村など幕府領9か村が岩鼻役所への支配替えに反対し、幕府江戸役所の直接支配を願い出た史料である。この時鎌原村は、助郷人足等をめぐる村方出入（村方騒動）が発生していた。岩鼻役所支配になると幕府領9か村の村役人の願いが江戸へ届きにくくなる、と考えたようである。また、No. 209・No. 210「差出申一札之事」（共に天保2年12月）は、鎌原村の延命寺再建に関する史料である。記載内容から、延命寺再建は不調に終わり、この時点での再建は実現しなかったようである。ただ、天保2年（1831）は、天明3年（1783）から数え49年目（49回忌）にあたり、村方で同寺再建の動きが活発化した可能性は否定できない。

No. 175「貯穀書上帳」（天保3年8月）は、現時点で当文書群の「郷蔵」記載最古の文書である。前年までの貯穀15石5升3合3勺及び幕府岩鼻役所からの御下げ粃3升を郷蔵に詰め置いた、という当時の鎌原村役人から岩鼻役所への届書控えと思われる。この文書は、横長帳の原本の表紙をめくると、冒頭に前記の釈文文字が比較的太く、間隔を空けて記されている。この文書の何年か

前の時期に、「郷蔵」普請入用帳や同目論見帳等の新築・修築関係文書が見当たらないことから、先の「稗蔵」と同じく宿通りに面した場所に、多少の規模拡張や修理を加えて設置された可能性もある。また、少なくとも明治2年までは、この位置に「郷蔵」が設置されていたのではないだろうか。天保3年は、天明浅間焼け被災からちょうど50年目に当たり、村方ではこの年を郷蔵設置（再建）の一つの目安にしていた可能性も考えられる。

No. 274（天保2年10月）、No. 207（天保3年2月）、No. 195・No. 204・No. 211（いずれも天保3年9月）の文書は、天保3年8月の郷蔵設置を挟んで、鎌原村で「村方騒動」（村方出入・小前騒動）が発生していたことを示す史料である。この時期、他地域でも多く発生した村方騒動は、村内の村役人層と小前百姓との村政をめぐる紛争である。鎌原村の場合、当時助郷人足負担などをめぐる対立が発生し、領主役所へ出訴する事態となっていた。郷蔵の設置は、備荒や困窮民・貧民救済などの意味があり、小前百姓らの不満を緩和するために、比較的裕福な村役人層が主体となって、この時期に推進した可能性もある。

(2)天保期から幕末期にかけての郷蔵の運用、貯穀・備荒救済関係文書について

いわゆる「天保の飢饉」^{ききん}は、天保4年（1833）年と天保6年と同8年の冷害による凶作を頂点とした前後6年間に及ぶ飢饉のこ

とである。この時期の鎌原村の郷蔵貯穀、備荒・救済関係文書としては、No.173「五か年賦稗取立帳」・No.174「貯稗貸附帳」（共に天保4年12月）、No.185「御拝金借用一札之事（他村の者からの拝借金願書）」（天保5年2月）、No.250「御囲み稲拝借証文之事（領主岩鼻陣屋御囲み稲より拝借）」（天保5年）、No.198「貯穀末年持ち高改め」（天保6年閏7月）、No.200「乍恐以書付奉願上候（借用方願出）」（天保7年12月）、No.265「夫食代借用証文之事」（天保8年正月）、No.233「五か年賦稗種稲拝借取立帳（大戸村・加部安左衛門より金20両拝借分取立）」（天保8年11月）などがある。飢饉の最初の波が襲った天保4年末には、村方の郷蔵への貯稗取立・貸付もうかがえるが、その後、郷蔵貯穀だけでは困窮者の夫食などが不足となり、岩鼻役所の囲み稲や大戸村・加部安左衛門など他村の有力者からの拝借金・夫食代金などを得ている。勿論、この時期の史料の詳細な分析が必要ではあるが、天保の飢饉直前の鎌原郷蔵の設置は、飢饉の被害を幾分か緩和する効果もあつたのではないかと思われる。その究明は、今後の課題としたい。

No.271「御囲稲拝借証文之事」（天保13年6月）は、No.250「御囲み稲拝借証文之事」（天保5年）の際の岩鼻代官役所御囲み稲返済が滞り長引いていたことを示す史料である。その後、No.256「貯穀石数書上帳」（天保14年6月）からNo.397「貯穀稗取立小前帳」（嘉永3年12月）にかけての時期は、順調・継続的に郷蔵への貯穀が行われていたようである。この間の史料に目を通すと、各年

ごとの貯穀取立高は、年により異なっており一定ではない。今後、これらの史料を解読・分析し、郷蔵の運営について明らかにしたいと考えている。

先述のNo.395「郷蔵左官作料割合帳」（嘉永4年（1851）11月）は、鎌原区有文書の中で唯一表題に「郷蔵」と記されている文書である。天保3年（1832）8月に郷蔵が設置（再建）されたとする、嘉永4年はちょうど20年目に当たる。現代の建築でも新築から20年を経過すると、家の所々に傷みや破損が生じ、修理・手当てを余儀なくされる。この文書には、「荷蔵」（郷蔵）の壁の普請入用、左官（壁普請職人）の手間代を三ツ割にし、3分の2を計41軒で割ったことが記されている。また、41軒の中に西窪村の4軒が含まれている。複数の郷蔵が年々積み置き、利用する蔵こそ文字通りの「郷蔵」であろうか。残りの3分の1は、「茅持ち」へ増し割されている（茅の無償提供の意味か）。「茅」という記載から、この時、壁普請とともに屋根の葺き替え普請も行われたと考えられる。

No.402「出火見舞受納帳」（嘉永4年（1851）11月13日）〈No.393「差入申一札之事（村方残らず焼失につき借り入れ申し談じ書）」（嘉永6年（1853）12月）は、この時期に発生した鎌原村の2度の火災に関する史料である。特に、嘉永5年4月1日午上刻（昼11時40分頃）出火の火災は、名主・平太夫宅を初め、同村内を残らず焼失する大火となり、当座の夫食・農具・小屋掛け料などを

拝借しなければならぬほどの被害状況であった（No. 392 「乍恐以書付奉願上候」〔嘉永5年（1832）4月10日〕）。火災からの復興は容易ではなかったようで、1年8か月後の翌嘉永6年12月に至っても借入金が必要な状況であった。また、同文書に記されている夫食・農具・小屋掛け料などの拝借金については、4年8か月後の安政3年（1850）12月に返納割合が決められている（No. 461 「夫食・農具代御拝借返納割合帳」）。ここで、特に注目される史料は、大火から1か月後のNo. 389 「稗貸出し覚」（嘉永5年5月2日）である。郷蔵の稗が、火災による被災者へ貸し出されている。郷蔵は、自然災害による被災者・困窮者だけでなく、人的災害＝火災による被災者への救済のためにも運用されていたことがわかる。

No. 360 「荒稗取立帳」（嘉永7年3月）～No. 564 「荒稗拝借小前帳」〔慶応3年（1867）4月〕は、幕末期の郷蔵への貯穀、備荒・救済関係の文書である。今後は、これら史料の読解、分析にも鋭意取り組みたいと考えている。

まとめと今後の課題

以上、近世鎌原の郷蔵に関する文献や鎌原区有文書などの地域史料を分析・検討し、近世後期の吾妻郡鎌原村の様相、郷蔵の設置年代・設置場所、運用状況などを考察してきた。

天明3年浅間山大噴火被災前の郷蔵の存在については、萩原進氏の著書掲載絵図（「浅間山焼荒之日並其外家並名前帳」より筆

写）の探索・確認後に記すこととしたい。郷蔵の設置場所については、絵図の通りであったと仮定すると、鎌原宿のほぼ中央、宿通りに面し、諏訪社（現鎌原神社）参道北側角であったと考えられる（設置面は泥流で埋没）。文政2年4月には稗蔵があり、建築または修築の大工人足などが名主郷左衛門らによって記されている。文政12年4月当時、鎌原村の人々の考える郷蔵は、存在しなかった（同年「鎌原村明細帳」より）。天保3年8月、前年までの貯稗と幕府岩鼻役所からの御下げ粃が郷蔵に積み置かれた。以後、天保期から嘉永期初めまで、郷蔵の貯穀（貯稗）に関する取り立て・積み替え・石（穀）数書き上げなどが順次行われた。嘉永4年11月には、郷蔵（荷蔵）の壁・屋根の普請入用・左官手間代などが、鎌原村・西窪村の計41軒に割り当てられた。嘉永期から明治初年にかけて、郷蔵の稗貸し出し、稗取り立て、稗穀（石）数書き上げ・改めなどが行われた。郷蔵は、自然災害による被災者・困窮者だけでなく、火災による被災者への救済のためにも運用された。明治2年の「家別絵図面書上」によると、郷蔵は引き続き鎌原宿のほぼ中央、宿通りに面した諏訪社参道北側にあつたと考えられる。この後、約90m東側の現在地（鎌原神社の鳥居南側）に移設・移築されたものと思われる。

近世鎌原村の郷蔵に関する今後の研究課題としては、次のようなことがあげられる。

①天保期以降の「稗取立帳」などを丹念に解読・分析し、郷蔵

への積み穀の取立量が年によって異なること、その取り立て方などについて明らかにすること。

②村絵図類を鎌原区有文書やその他の孀恋村域の地域史料から発掘し分析すること。前述『孀恋村誌』掲載の2つの絵図は勿論、鎌原区有文書の明治期以降の近現代文書は、近世文書とほぼ同数かそれ以上の点数があり、その中に近世期の絵図類が紛れている可能性もある。近現代文書でも「郷倉」が描かれていれば、近世の郷蔵について考察する有効な史料となるであろう。

③文化期〜明治初期の家数・人数増減帳類を引き続き解説・分析し数値化すること。同時期の鎌原村と他村の繋がり、鎌原村の備荒・救済策なども見えてくるであろう。

④群馬県内に現存するの他地域の郷蔵（郷倉）と比較・検討すること。前記の上泉郷蔵、桐原郷蔵などの比較・検討により、新たに見えてくることもあるかもしれない。

最後に、今回、鎌原区有文書の原本調査について、ご理解・ご協力をいただいた熊川栄孀恋村長様、地田功一教育長様、同村教育委員会事務局の皆様、地元鎌原区の皆様にも、この場をお借りして篤く御礼を申し上げます。

【注】

(1) 孀恋村「鎌原区有文書」No. 6、『群馬県史 資料編11』（1980年

3月）資料507所収

(2) 孀恋村「鎌原忠司家文書」『群馬県史 資料編11』（同）資料509所収

(3) 中之条町・一場家文書『群馬県史 資料編11』（同）資料511所収
(4) 孀恋村「鎌原忠司家文書」『群馬県史 資料編11』（同）資料517所収

(5) 孀恋村「鎌原区有文書」No. 134・No. 135、『群馬県史 資料編11』（同）資料103所収

(6) 『大間々町誌 通史編 上巻』（1988年10月）、743頁、関口執筆担当

◎参考文献・資料など

① 『孀恋村の民俗』（群馬県民俗調査報告書第15集、1973年、群馬県教育委員会）

② 『孀恋村誌 上巻・下巻』（1977年、孀恋村役場）

③ 萩原進著『天明三年浅間山噴火史』（1982年、孀恋村鎌原観音堂奉仕会）

④ 『上野国郡村誌11 吾妻郡』（1985年、群馬県文化事業振興会）

⑤ 『日本歴史地名体系10 群馬の地名』（1987年、平凡社）

⑥ 角川日本地名大辞典10『群馬県』（1988年、角川書店）

⑦ 『大間々町誌 通史編 上巻』（1998年、大間々町誌刊行委員会）
(補佐兼古文書係長)

百七拾四文	長藏 (印)
百六拾八文	長三郎 (印)
百七拾五文	半兵衛 (印)
百九拾壹文	太郎兵衛 (印)
百九拾文	四郎兵衛 (印)
百八拾七文	弥五左衛門 (印)
百四拾八文	安右衛門 (印)
式百廿壹文	平藏 (印)
百六拾七文	彦七 (印)
百拾文	八右衛門 (印)
百六拾九文	孫兵衛 (印)
百七拾壹文	新右衛門 (印)
百七拾文	仲右衛門 (印)
式百八文	市助 (印)
百六拾八文	治郎右衛門 (印)
百六拾八文	与左衛門 (印)
式百拾貳文	郷左衛門 (印)
百四拾壹文	増右衛門 (印)
式百六拾八文	作左衛門 (印)
式百四拾三文	平太夫 (印)
九拾文	権六 (印)
百五拾七文	金兵衛 (印)
五拾六文	市之丞 (印)

十三文	勘六 (印)
百六文	惣左衛門 (印)
百六拾四文	八弥 (印)
式百七文	治郎左衛門 (印)
百八拾九文	李兵衛
百九拾貳文	三左衛門 (印)
式百三文	専右衛門 (印)
百六拾六文	長太郎 (印)
百七拾壹文	甚右衛門 (印)
式百貳文	甚兵衛 (印)
百七拾文	角右衛門 (印)
百七拾五文	李右衛門 (印)
百貳文	七兵衛 (印)
百七拾九文	三治郎 (印)
百壹文	与平治 (印)
百四拾三文	吉右衛門 (印)
六拾文	伝右衛門 (印)
百三拾六文	文右衛門 (印)
百七拾貳文	仙助 (印)
百七拾九文	市右衛門 (印)
式百六文	八兵衛 (印)

【吾妻郡孀恋村鎌原・鎌原区有文書 No. 一四五】

【資料1】 嬭恋村域の近世領主変遷について

No.	村名	近世初期	天和2年	元禄11年	元文元年	元文5年	文化9年	慶応4年
			(1682年)	(1698年)	(1736年)	(1740年)	(1812年)	(1868年)
1	大笹村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	⇒	⇒	岩鼻県管轄
2	田代村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	⇒	⇒	岩鼻県管轄
3	大前村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	⇒	⇒	岩鼻県管轄
4	鎌原村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	⇒	⇒	岩鼻県管轄
5	干俣村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	⇒	⇒	岩鼻県管轄
6	門貝村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	⇒	⇒	岩鼻県管轄
7	中居村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	⇒	旗本榊原氏領	岩鼻県管轄
8	赤羽根村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	旗本古田氏領	⇒	岩鼻県管轄
9	袋倉村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	旗本古田氏領	⇒	岩鼻県管轄
10	今井村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	⇒	旗本深津氏領	⇒	岩鼻県管轄
11	西窪村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	⇒	旗本古田氏領	⇒	⇒	岩鼻県管轄
12	芦生田村	沼田藩(真田氏)領	幕府領	旗本古田氏領	⇒	⇒	⇒	岩鼻県管轄

(『群馬県史 資料編11』、『角川日本地名大辞典10 群馬県』、『上野国郡村誌11 吾妻郡』などより作成)

【資料2】 嬭恋村域の近世石高(村高)の変遷について

No.	村名	寛文郷帳	真田氏検地	元禄郷帳	天保郷帳	旧高旧領取調帳
		(17C半ば)		(18C初め)	(19C半ば)	
1	大笹村	1 4 6石余	8 2 4石余	1 7 8石余	2 1 6石余	2 1 7石余
2	田代村	1 6石余	8 5石余	2 1石余	3 1石余	3 1石余
3	大前村	1 5 9石余	7 3 4石余	1 5 4石余	1 5 7石余	1 5 7石余
4	鎌原村	1 9 7石余	9 1 1石余	3 0 9石余	3 3 2石余	3 3 2石余
5	干俣村	2 8石余	2 9 3石余	9 3石余	1 9 3石余	1 9 3石余
6	門貝村	4 3石余	2 2 1石余	6 8石余	6 9石余	6 9石余
7	中居村			4 3石余		
8	赤羽根村	5 1石余	2 5 4石余	6 2石余	6 3石余	6 2石余
9	袋倉村	6 8石余	3 1 2石余	9 6石余	9 6石余	9 6石余
10	今井村	8 5石余	4 7 7石余	1 4 3石余	1 5 0石余	1 4 5石余
11	西窪村	5 2石余	2 4 8石余	5 1石余	5 1石余	5 1石余
12	芦生田村	1 0 5石余	4 7 8石余	1 6 2石余	1 6 2石余	1 6 2石余

(『群馬県史 資料編11』、『角川日本地名大辞典10 群馬県』などより作成)

【資料3】近世吾妻郡鎌原村の名主役の変遷〔近世初め沼田藩領、天和2年(1682)以降幕府領〕①

元号	西暦	十二支		名主役引継ぎ	名主名初出等	No.16「諸書附改相渡覚帳」の貯穀等関連記述、改元等	
天明5年	1785	巳	正月29日	半兵衛 ⇒ 郷左衛門	郷左衛門初出	大変に付御尋ね書上帳1冊、荒れ地割渡し帳1冊	
天明6年	1786	午	正月29日	⇒ 作左衛門	作左衛門初出	一、荒れ所起こし返し 石高	
天明7年	1787	未	正月29日	⇒ 郷左衛門	郷左衛門と作左衛門で交代①		
天明8年	1788	申	正月	⇒ 作左衛門			
天明9年	1789	酉		⇒ 郷左衛門		1月、寛政へ改元	
寛政2年	1790	戌	正月29日	⇒ 吉右衛門		吉右衛門初出	
寛政3年	1791	亥	正月29日	⇒ 吉右衛門		一、戌年取り立て分 荒稗6斗7升(貯穀の初出)	
寛政4年	1792	子	正月29日	⇒ 作左衛門	郷左衛門と作左衛門で交代②	一、亥年 稗取り立て 1冊	
寛政5年	1793	丑	正月29日	⇒ 郷左衛門		一、稗請け取り1枚。一、稗 取り立て1町 是村石に	
寛政6年	1794	寅		(寛政6年～寛政8年不明)		稗小前帳1冊	
寛政9年	1797	巳	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門		辰年買い申し候 鉄炮1挺 此の金2万300文	
寛政10年	1798	午	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			
寛政11年	1799	未		(作左衛門 ⇒ 吉右衛門)			
寛政12年	1800	申	正月29日	吉右衛門 ⇒ 郷左衛門	郷左衛門と作左衛門で交代③	一、貯穀書上帳 2冊 右の通り相改め(引継ぎ)	
享和元年	1801	酉	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			
享和2年	1802	戌		作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
享和3年	1803	亥	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			諸書付相渡す
享和4年	1804	子		作左衛門 ⇒ 郷左衛門			2月、文化へ改元。目録1本、御通し1本、国役金請取御割付20本、目録21本改め渡し
文化2年	1805	丑	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			
文化3年	1806	寅	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
文化4年	1807	卯	正月29日	(郷左衛門 ⇒ 作左衛門)			
文化5年	1808	辰		作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
文化6年	1809	巳	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			
文化7年	1810	午	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
文化8年	1811	未	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			
文化9年	1812	申	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
文化10年	1813	酉	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			諸書付相改め候て
文化11年	1814	戌	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
文化12年	1815	亥	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			
文化13年	1816	子	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
文化14年	1817	丑	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門	作左衛門2年間	(9月、日光御法会御切手小枚)	
文化15年	1818	寅	正月	作左衛門改め		2月、文政へ改元	
文政2年	1819	卯	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門	郷左衛門と作左衛門で交代④	4月「稗蔵大工人足覚帳 名主 郷左衛門」(No.145)	
文政3年	1820	辰	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門		郷左衛門改め	
文政4年	1821	巳	正月	作左衛門 ⇒ 郷左衛門			
文政5年	1822	午	閏正月6日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			
文政6年	1823	未	正月29日	作左衛門 ⇒ 郷左衛門			12月「佐藤忠右衛門支配御書付写」(百姓貯穀の儀、No.135)
文政7年	1824	申	2月	郷左衛門 ⇒ 作左衛門			「本堂建立帳面」1冊
文政8年	1825	酉		作左衛門 ⇒ 郷左衛門		郷左衛門2年間	
文政10年	1827	亥	正月	郷左衛門 ⇒ 平太夫	平太夫初出	「本堂建立帳面写」1冊 作左衛門へ預け申し候	
文政11年	1828	子		平太夫 ⇒ 奎兵衛	奎兵衛初出		
文政12年	1829	丑		奎兵衛 ⇒ 吉右衛門	吉右衛門⇒作左衛門	4月「鎌原村明細帳」(郷蔵御座無く候)	
文政13年	1830	寅		吉右衛門 ⇒ 作左衛門	門⇒平太夫⇒吉右衛門	12月、天保へ改元	
天保2年	1831	卯	正月	作左衛門 ⇒ 平太夫			
天保3年	1832	辰	2月16日	平太夫 ⇒ 吉右衛門	吉右衛門2年間	8月「貯穀書上帳」(貯穀、郷蔵に詰め置き申し候、No.175)	
天保5年	1834	午	3月14日	吉右衛門 ⇒ 郷左衛門			
天保6年	1835	未	正月29日	郷左衛門 ⇒ 作左衛門	作左衛門⇒平太夫⇒奎兵衛⇒作左衛門		
天保7年	1836	申	正月29日	作左衛門 ⇒ 平太夫		救助銭御請け取り通し1枚	
天保8年	1837	酉	正月29日	平太夫 ⇒ 奎兵衛			
天保9年	1838	戌	2月14日	奎兵衛 ⇒ 作左衛門		救助銭請け取り、麦返納請け取り1枚	
天保10年	1839	亥	2月9日	作左衛門 ⇒ 平太夫		湯花議定取り替し1本	
天保11年	1840	子	2月3日	平太夫 ⇒ 奎兵衛		麦御拝借御切手3枚、粃御拝借御切手3枚	
天保12年	1841	丑	閏正月13日	奎兵衛 ⇒ 吉右衛門	吉右衛門3年間		
天保14年	1843	卯		吉右衛門			
天保15年	1844	辰	2月21日	吉右衛門 ⇒ 平太夫		12月、弘化へ改元	

【資料3】近世吾妻郡鎌原村の名主役の変遷〔近世初め沼田藩領、天和2年（1682）以降幕府領〕②

元号	西暦	十二支		名主役引継ぎ	名主名初出等	No.16「諸書附改相渡覚帳」の貯穀等関連記述、改元等
弘化2年	1845	巳	2月4日	平太夫 ⇒ 杢兵衛	杢兵衛2年間	
弘化4年	1847	未	2月9日	杢兵衛 ⇒ 平太夫	平太夫2年間	
嘉永2年	1849	酉	2月7日	平太夫 ⇒ 吉右衛門	吉右衛門2年間	
嘉永4年	1851	亥	正月29日	吉右衛門 ⇒ 平太夫	平太夫3年間	2月「郷藏左官作料割合帳」（荷蔵壁普請入用、左官手間、No.395）
嘉永7年	1854	寅	3月6日	平太夫 ⇒ 吉右衛門	吉右衛門2年間	11月、安政へ改元
安政3年	1856	辰	2月4日	吉右衛門 ⇒ 平太夫	平太夫2年間	
安政5年	1858	午	2月12日	平太夫 ⇒ 作左衛門	作左衛門3年間	諸書物取調、役人一同立会相渡し
万延2年	1861	酉	正月29日	作左衛門 ⇒ 平太夫	平太夫3年間	3月、文久へ改元。諸書物取調、役人一同立会相渡し
文久4年	1864	子	2月24日	平太夫 ⇒ 作左衛門	作左衛門2年間	2月、慶応へ改元。諸書取調、村役人一同立会相渡し
慶応2年	1866	寅	2月7日	作左衛門 ⇒ 平太夫	平太夫2年間	村役人一同立会取調相違無く
慶応4年	1868	辰	2月17日	平太夫 ⇒ 郷左衛門		9月、明治へ改元。村役人一同立ち会い、相改め
明治2年	1869	巳	2月21日	郷左衛門 ⇒ 金兵衛	金兵衛初出	村役人一同立ち会い、相改め当年番金兵衛へ引渡し
明治5年	1871	申	2月16日	金兵衛 ⇒ 小嶋吉平	小嶋吉平初出	村役人惣立ち会い、当申年番小嶋吉平へ相渡す也

〔鎌原区有文書 No.16「諸書附改相渡覚帳」（天明5年～大正5年の綴り）などより作成〕

【資料4】近世後期 吾妻郡鎌原村の家数・人数・馬数等の推移について

元号	西暦	干支	月	家数	人数	男	女	馬(疋)	人数増減の内訳など
享和2年	1802	戌		40	148	74	74	女馬35	
享和3年	1803	亥		39	150	76	74	女馬36	
享和4年	1804	子		39	145	75	70	女馬36	(表紙)「家数人馬ノ高覚帖 上州吾妻郡鎌原村」
文化2年	1805	丑		38	149	75	74	馬36	
文化3年	1806	寅		38	148	76	72	馬36	うち女1人寅年出生分、 6人病死
文化4年	1807	卯	2	38	143	73	70	馬36	去る寅年と差引、総人数5人減、家数・馬数増減無し
文化5年	1808	辰	2	37	143	74	69	女馬36	家数1軒減、男1人増・女1人減(内男2人・女3人は去る卯年出生、外に 3人病死 、1人他所へ縁付き)
文化6年	1809	巳	2	37	146	76	70	女馬36	男2人・女2人出生、女3人他所より入る(女1人増の理由不明)
文化7年	1810	午	3	37	146	76	70	女馬36	家数増減無し、男2人・女2人出生、女3人他所より入る、 女4人病死
文化8年	1811	未	3	37	150	78	72	女馬36	男2人・女5人出生、女2人他所縁付き・ 女1人病死
文化9年	1812	申	2	36	143	76	67	女馬32	家1軒減、男2人・女1人出生、女2人他所より入る、 男10人病死 、総人数7人減
文化10年	1813	酉	2	36	145	77	68	女馬36	男1人・女1人出生、人数2人増
文化11年	1814	戌	2	36	146	77	69	女馬36	女1人増、男1人これは古田鍋五郎様御知行所西久保村百姓伝助弟、当村百姓六左衛門名跡に参る(男1人減は不明)
文化12年	1815	亥	2	36	153	80	73	女馬36	男1人は西久保村百姓七郎左衛門悱、当村百姓市右衛門名跡に参る、去る戌3月より当亥2月迄に男3人出生。 男1人病死 。女1人は西久保村七郎左衛門娘、当村市右衛門嫁に参る。女1人は大笹村友右衛門娘、当村治郎右衛門妻に参る。女2人は去る戌の3月より当亥迄に出生。
文化13年	1816	子	2	36	154	79	75	女馬36	男1人出生。男2人減(男1人は門貝村遣わず、 男1人病死)。女1人は、大笹村百姓八左衛門娘、当村新右衛門妻に参る。女1人は大前村百姓小左衛門娘、当村百姓平蔵嫁に参る。
文化14年	1817	丑	2	36	153	78	75	女馬36	女3人出生。女1人百姓三治郎娘・女1人百姓平蔵娘、赤羽村へ縁付き。 男1人・女1人病死 。
文化15年 (文政元年)	1818	寅	2	36	153	77	76	女馬38	男1人・女4人出生。この内女1人他所より入る分。女1人百姓仙右衛門娘、田代村へ縁付き。女1人百姓弥八妹、大前村へ縁付き。 男2人・女1人病死 。
文政2年	1819	卯	2	36	155	76	79	女馬39	女3人出生。女1人離別につき書き入れ。 男1人・女1人は病死 。
文政3年	1820	辰	2	37	157	81	76	女馬39	家数1軒増。男5人出生。男1人不縁につき書き入れ。女5人出生、女1人他村より嫁貰い、女3人他村へ縁付き、 男1人・女6人病死
文政4年	1821	巳	3	37	163	87	76	女馬39	人数(男)6人増 。男5人出生、男1人は干俣村百姓藤吉悱、当村百姓長左衛門の養子に貰う。
文政5年	1822	午		37	161	86	75		男1人・女2人出生。 男2人・女3人病死 (総人数2人減)
文政6年	1823	未	3	38	169	90	79		男4人出生。女4人他所より入る。 (総人数8人増)
文政7年	1824	申	3	39	170	90	80	女馬40	女3人出生。 女1人病死 、女1人大笹村へ縁付き。(女1人増)
文政8年	1825	酉	2	39	168	89	79		男2人・女2人出生。女4人他所より入る。 男1人・女2人病死
文政9年	1826	戌	2	39	171	90	81	女馬40	男2人・女3人出生。女1人西久保村より入る。 男1人・女2人病死 (男1人・女2人増)
文政10年	1827	亥	2	39	173	92	81	女馬40	男2人・女2人出生。 女2人病死 (男2人増)。
文政11年	1828	子	2	39	175	94	81	女馬40	男3人・女1人出生。女1人は芦生田村より嫁貰う(女2人減の理由は不明)。 男1人病死
文政12年	1829	丑	2	39	183	96	87	女馬40	男3人・女4人出生。女2人他所より入る。 男1人病死 (男2人・女6人、 計8人増)
文政13年	1830	寅	3	39	184	96	88	女馬40	男1人・女3人出生。女1人他所へ縁付き。女1人離別。 男1人病死 (女1人増)
天保2年	1831	卯	2	39	187	96	91		男3人・女6人出生。男1人他所へ縁付き。 男2人・女3人病死 (女3人増)
									(天保の飢饉)
天保11年	1840	子	11	35	163				天保2年(1831) == 9年前より 4軒減、人数24人減 。高120石9斗9升7合 鎌原宿

(「家数人馬ノ高覚帖」(享和4年)「増減御改帳」(文政2年)「鎌原宿石高・家数・人数等書上」(天保11年)などより作成)

【資料5】鎌原区有文書の郷蔵・稗蔵・貯穀・備荒救済等関係文書一覧 ①

通し 番号	県史文 書番号	表題(史料名)	年次	西暦	月	日	文書の内容・記述など	複製資料有無、 考察
1	6	飢人夫食拝借小前割帳	天明3年	1783	8月			県史複製有
2	140	浅間焼け一件留	天明3年	1783	7月	8日	火石泥除け人足数、規模書上(近代罫紙筆写)	県史複製有
4	43	恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候	寛政7年	1795	7月		天明荒れ地引き続き五年季免税願ひ	県史複製有
5	103	乍恐以書付奉願上候	寛政12年	1800	3月		浅間山荒田畑減免願	県史複製有
6	56	夫食取立帳	享和3年	1803	12月			
7	81	乍恐以書附奉願上候	文化15年	1818	3月		定免切り替え願ひ	
8	145	稗蔵大工人足覚帳(名主 郷左衛門)	文政2年	1819			大工人足日占め人数、人名、あし代、酒代、これらの村内各戸への負担割合書上	郷土資料館内に複製資料(一部)有
9	144	卯年夫食取立帳	文政2年	1819	11月			
11	135	佐藤忠右衛門様御支配に相成候節、御渡し遊ばされ候御書付の写し	文政6年	1823	12月		代官支配替えにつき達し書写し(貯穀管理励行等)	県史複製有
12	132	乍恐以書付奉願上候	文政9年	1826	正月	28日	年貢減免願ひ	
13	112	差上申一札之事	文政9年	1826	3月		下げ廻・荒稗升高調べ書上帳	県史複製有
14	176	荒稗貸附覚帳	文政9年	1826	10月			
15	111	差上申一札之事	文政9年	1826	10月		御貯石荒稗拝借	県史複製有
16	127	一札之事	文政11年	1828	8月		博奕・賭諸勝負御法度之儀請書(文政10年、幕府「文政の改革」)	
17	133	鎌原村明細帳	文政12年	1829	4月		一、郷蔵並びに牢屋敷御座無く候	明細帳で「郷蔵」はまだ無いと幕府・岩鼻役所へ提出回答
18	134	鎌原村明細帳	文政12年	1829	4月		一、郷蔵並びに牢屋敷御座無く候 名主 吉左衛門	
19	122	恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候	文政12年	1829	8月	25日	田代村外九か村、岩鼻御支配替えにつき江戸支配継続願書	県史複製有
20	274	差上申済口証文之事	天保2年	1831	10月	17日	助郷人馬出入り一件(鎌原村村方騒動)	
21	209	差出申一札之事	天保2年	1831	12月	13日	延命寺再建の借財相払い申すべし	
22	210	差出申一札之事	天保2年	1831	12月	13日	病身につき、住職相成り兼ね候	
23	207	役替え議定一札之事	天保3年	1832	2月			
24	193	差上申御請書之事	天保3年	1832	3月		御改革節につき各箇条請書連印、村役人宛	
25	175	貯穀書上帳	天保3年	1832	8月		一、貯穀 拾五石五升三合三勺 去る卯年迄有り石の分、郷蔵に詰め置き申し候 一、御下げ廻 三升 右は、此の度御尋ねに付、当村貯稗有り石の分、取り調べ仕り候処、少しも相違御座無く候、以上 天保三年辰八月 百姓代 三治郎 組頭 平太夫 名主 吉右衛門 岩鼻御役所	最古の「郷蔵」記載文書。前年までの貯穀の記述。文政9年やその他の年にも領主から御下げ廻三升ほど有。
26	204	村方議定一札之事	天保3年	1832	9月		諸夫銭割合差し縫れ済口、村方惣連印	
27	211	恐れ乍ら書付を以て御下げ願ひ上げ奉り候	天保3年	1832	9月		御年貢請け夫銭相納めざる一件済口証文	
28	195	恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候	天保3年	1832	9月	21日	鎌原村役人共御訴えにつき願	
29	173	五か年賦稗取立帳	天保4年	1833	12月			天保の飢饉
30	174	貯稗貸附帳	天保4年	1833	12月			
31	185	御拝金借用一札之事	天保5年	1834	2月		3名押印無し(郷左衛門外)	
32	250	御困み廻拝借証文之事	天保5年	1834			陣屋困み廻より拝借	
33	186	恐れ乍ら書付を以て御歎願申し上げ奉り候	天保5年	1834	8月		定石代金納願	県史複製有
34	198	貯穀未年持ち高改め	天保6年	1835	閏7月	22日		
35	199	差上申御請書之事	天保7年	1836	10月		凶年に付、小前飢渴無きよう、他	天保の飢饉
36	200	恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候	天保7年	1836	12月		借用方願ひ出	天保の飢饉
37	265	夫食代借用証文之事	天保8年	1837	正月		去る申年違作	天保の飢饉
38	223	覚	天保8年	1837	10月		村の名産品一覧	県史複製有
39	233	五か年賦稗種廻拝借取立帳	天保8年	1837	11月		金20両 加部安左衛門より拝借	
40	242	相定申一札之事	天保9年	1838	8月		違作につき人気宜しからず、心得違ひの者之れ有り候につき定め一札	
41	177	荒稗三年分小前取立帳	天保10年	1839	11月			
42	271	御困み廻拝借証文之事	天保13年	1842	6月		去る巳年違作に付借用	
43	256	貯穀石数書上帳	天保14年	1843	8月			
44	257	荒稗積替控帳	天保14年	1843	9月			
45	258	荒稗小前取立帳	天保15年	1844	12月			

【資料5】鎌原区有文書の郷蔵・稗蔵・貯穀・備荒救済等関係文書一覧 ②

通し番号	県史文書番号	表題(史料名)	年次	西暦	月	日	文書の内容・記述など	複製資料有無、考察
46	304	貯稗預小前帳	弘化4年	1847	3月	4日		
47	295	御困増稗取立帳	弘化4年	1847	4月	3日	取立	
48	301	御困増稗取立帳	弘化4年	1847	4月	3日		
49	300	荒稗書上帳	弘化4年	1847	4月			
50	302	荒稗取立帳	弘化4年	1847	12月			
51	383	覚	嘉永元年	1848			困い稗在庫覚え	
52	410	貯稗小前取立帳	嘉永元年	1848	12月			
53	398	貯穀村中割合帳	嘉永2年	1849	11月			
54	434	差上申一札之事	嘉永3年	1850	正月		困い割に付、御書め、下書	
55	397	貯穀稗取立小前帳	嘉永3年	1850	12月			
56	395	郷蔵左官作料割合帳	嘉永4年	1851	11月		荷蔵壁普請入用、左官手間代左の通り一、金貳兩貳分也 此の割合三ツ割り 貳ツ 家 但し家数四十軒筆 内四軒分西窪より出す 壹ツ 茅持ちへ増し割り	建設から数え20年目、壁・屋根の修復か
57	402	出火見舞受納帳	嘉永4年	1851	11月	13日	火災①	
58	428	恐れ乍ら書付を以て願い上げ奉り候	嘉永4年	1851	11月	16日	火災①	
59	391	差上申受取書之事	嘉永5年	1852	1月	18日	火災①、村内焼失につき拝借金受取書	
60	365	村方出火自宅類焼諸方見舞控	嘉永5年	1852	4月	1日	火災②、午上刻村方出火、名主自宅出火 平太夫	
61	364	火事後灰寄其外助合人足帳	嘉永5年	1852	4月	9日	火災②	
62	392	恐れ乍ら書付を以て願い上げ奉り候	嘉永5年	1852	4月	10日	火災②、村内残らず焼失につき夫食・農具・小屋掛け料など拝借願	
63	362	御見舞名前帳	嘉永5年	1852	4月	15日	火災②	
64	389	稗貸出し覚	嘉永5年	1852	5月	2日	火災②、被災者へ稗貸出	
65	363	類焼に付御見舞受納割渡し帳	嘉永5年	1852	7月		火災②	
66	366	預り金割渡し覚帳	嘉永5年	1852	7月		火災②	
67	390	御拝借金証文之事	嘉永5年	1852	7月		火災②	
68	394	借用申無利足金証文之事	嘉永5年	1852	7月		火災②、村方焼失につき借金証文	
69	373	差入申一札之事	嘉永5年	1852	10月		火災②、村方焼失につき借入金	
70	393	差入申一札之事	嘉永6年	1853	12月		火災②、村方残らず焼失につき借り入れ申談書	
71	360	荒稗取立帳	嘉永7年	1854	3月			
72	359	夫食等拝食返納割合帳	嘉永7年	1854	11月			
73	446	荒稗困増小前帳	安政2年	1855	2月			
74	445	荒稗困増小前帳	安政2年	1855	12月			
75	448	荒稗穀数書上帳	安政3年	1856	正月			
76	461	夫食・農具代御拝借返納割合帳	安政3年	1856	12月			
77	447	荒稗取立小前帳	安政5年	1858	2月			
78	487	差上申預証文之事	安政5年	1858			困稗預かり改め証文	
79	512	貯穀御困穀取締方請書	文久4年	1864	3月		火付け盗賊の取り締まり	(No.513)
80	567	荒稗穀数書上帳	慶応3年	1867	3月			
81	564	荒稗拝借小前帳	慶応3年	1867	4月			
82	651	拝借米割渡帳	明治3年	1870	5月	13日		

(「鎌原区有文書」、群馬県教育委員会『群馬県近世史資料所在目録11』、「孺恋郷土資料館蔵鎌原区有文書複製資料」などを基に関口荘作成)

翻刻「明治4年 前橋町年寄日記」御用雑日記」

古文書係

【解題】

はじめに

「明治4年 前橋町年寄日記」御用雑日記」は、1871（明治4）年の前橋町年寄日記である。記述は7月1日から同年12月26日までである。原本は群馬県立文書館所蔵の「勝山敏子家文書」（以下、勝山家文書。請求番号P8702）の一冊である（文書番号8―1―8―28）。

文書番号が8―1から8―28までであるのは、挿入文書にも番号が付けられているからである。8―1は日記本体の番号で、当館の目録上の表題は「御用雑日記（廃藩前後の諸通達留）」である。形態は和紙を袋綴じした縦帳で、丁数は表紙・裏表紙を含めて98丁である（89丁目の途中からは白紙である）。

挿入文書は27点（文書番号8―2―8―28）で、これらは日記の帳面に、紐で綴じ込まれたり、挟まれていたり、帳面に直接貼り付けられるなどしている。貴重な文書が多いとして、当館では1点ずつ番号を付けて目録を作成した。今回の翻刻では煩瑣を避けるため、表題は省略し、形態について翻刻の中で記した。

今回の翻刻は、この日記と挿入文書を全文翻刻し、掲載するものである。また、日記の画像も本誌の付録として別に用意しました。これらは大部であるため、十月分までを掲載した。

以下では勝山家文書、勝山家、前橋町、および本日記に関連する事柄について、『群馬県立文書館収蔵文書目録 第10集』の解題（岡田昭二氏執筆）や、勝山家文書の翻刻に取り組まれた鈴木一哉氏（当館元職員）の資料に依りつつ、概略を述べて解題としたい。

1 勝山家文書について

勝山家文書は前橋市本町2丁目の勝山敏子家に伝来し、1987（昭和62）年とその後、敏子氏より群馬県立文書館へ寄託された総点数3855点の文書と絵図1点である。2009（平成21）年に全点が寄贈された。

最初に寄託されたのは、絵図「文政4年前橋町絵図面」1点（請求番号P8701、文書番号1）、漆塗りの木箱に入っていた文書（P8702、以下同じ、文書番号1―29）、前橋生糸改会所などの写真（文書番号30―38）である。このうち、絵図は道筋・川・家並み・宅地面積・寺社などを詳細に記した貴重な史料として、1964（昭和39）年、前橋市の指定重要文化財になった。木箱入りの文書は天保期（1830―1843年）から明治4（1871）年頃までのものである。本日記もこれに含まれており、主に勝山家が

前橋町年寄を務めていた関係から作成あるいは收受された文書といえるものである。

1990（平成2）年に追加寄託（第1次）された分（文書番号39（253））は、幕末から明治10年代の文書が中心である。内容的には町年寄関係を中心とした公的な文書と、勝山家あて御才覚金預り証文および借用金証文、金銭勘定書付など私的な金融関係文書、そして諸役職辞令・当選状・感謝状などから成っている。

2004（平成16）年に追加寄託（第2次）された分（文書番号254（3819））は、江戸時代から明治・大正期の和書・典籍類約3500点と20数点の帳簿類である。書籍は巻末の書き込みなどから推測すれば、1883（明治16）年に家督を継いだ牧次郎氏が収集したものが多くと推定される。牧次郎氏は歌人でもあったため、和歌関係の書籍が多い。一方、帳簿類は、明治（大正期）の勝山家の質屋経営関係のものが中心である。ただし、この中には1866（慶応2）年から1868（明治元）年段階での町年寄の職務に伴って作成されたと推定される文書2点（文書番号3805、3815）なども含まれている。

同家には昭和戦前期まで町年寄日記をはじめ膨大な文書が保存されていた。しかし、1945（昭和20）年8月の前橋空襲で土蔵の1つが焼け落ち、文書のほとんどは焼失した。当館所蔵となった文書はもう一つの蔵にあって、幸いにもその戦災を免れたものであるという。また、同家の土蔵に

保存されていた桃井学校関係の文書77点は1991（平成3）年に前橋市教育資料館に寄贈された。このように、当館の文書は勝山家に伝わった文書の全てではない。

2 勝山家の来歴と諸活動

勝山家は江戸時代に前橋本町で家業の穀物問屋や質物業などを営むとともに、当主が代々、群馬郡前橋町の町年寄を務め、町行政に携わった家である。近世初頭からの前橋町の旧家として知られるが、勝山家文書には残念ながら同家の来歴を伝える史料はない。勝山憲夫氏述「前橋の旧家勝山家について」（旧い前橋を語る会談話集『前橋覚え書』第4集所収、昭和46年刊）や『前橋市史』第3巻（昭和50年刊）などによれば、同家は、織田信長の重臣佐々成政（越中富山城主）の第2子佐々蘭丸（越前勝山城主）を祖とし、1582（天正10）年、滝川一益の厩橋城入城に従って来往し、本能寺の変の後、そのまま土着して勝山太郎兵衛を称したという。1590（天正18）年、徳川家康の関東入国に伴い、配下の平岩親吉が新たに入封すると家臣への招請もあったが、それを固辞したため、以後は町年寄に命じられたともいわれている。ただ、これらはいずれも口承であって、それを裏付けるものはない。

「雑記録」（文書番号3805）は1866（慶応2）年から1868（明治元）年12月27日頃の触達写などであるが、「町方御役所御扣」として、勝山家の町年寄任命経過

や扶持米高、役職変遷などが記されている。

寛延元（1748）年11月、酒井雅楽頭様代、儀左衛門町年寄任命。

寛延3（1750）年2月、惣町寄任命。

同年4月、三人扶持加え都合八人扶持支給。

同年7月、御上下拝領。

宝暦9（1759）年12月、二人扶持加増。

明和8（1771）年10月、半分御借上。

このような記述が1865（元治2）年頃までである。

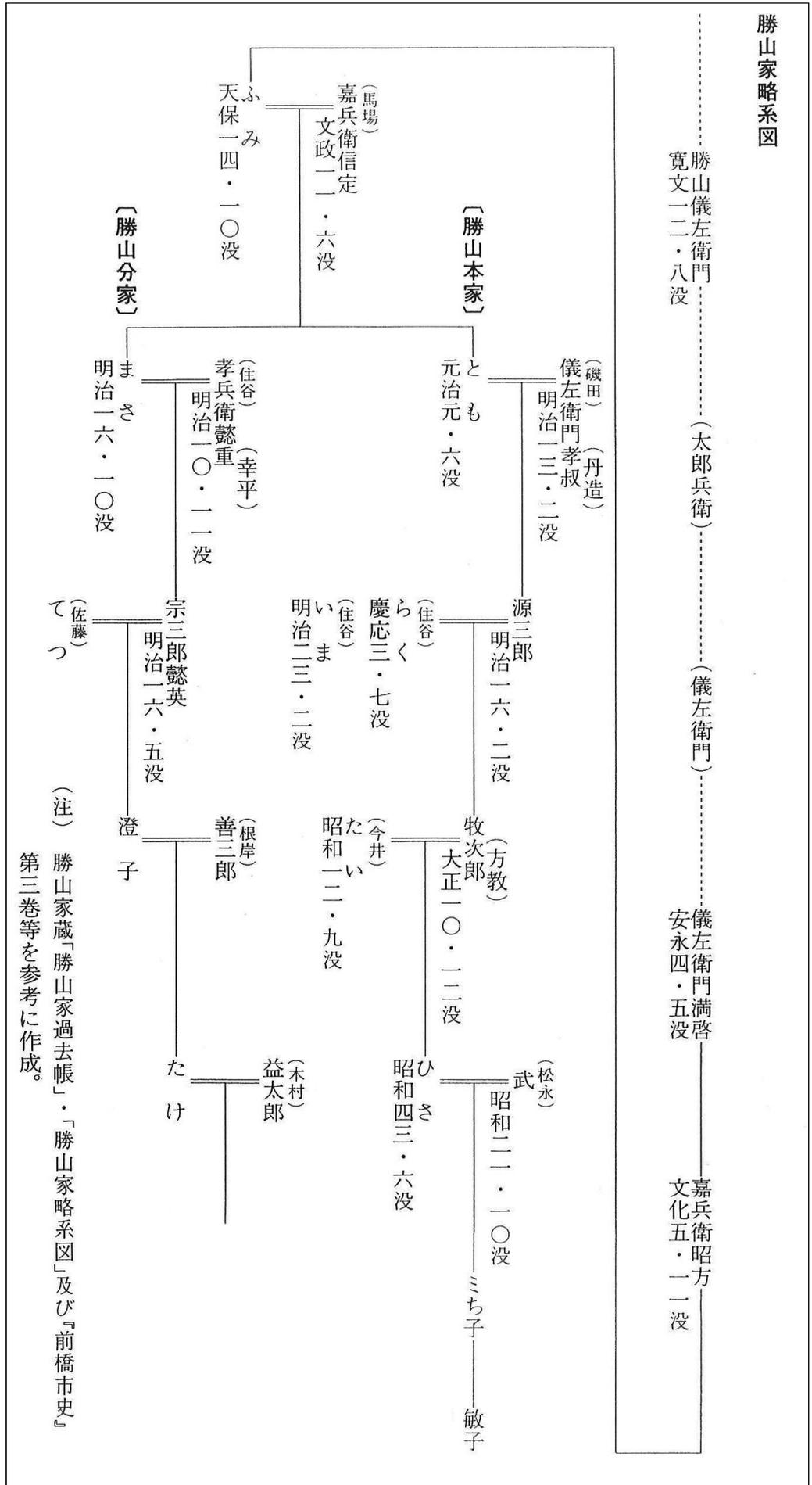
勝山家の系譜についてみると、同家に残る過去帳および勝山ミち子氏（敏子氏の母）作成の略系図などによれば、1672（寛文12）年8月に没した勝山儀左衛門が最も古く、大先祖とある。以後、江戸時代を通じて太郎兵衛、儀左衛門、嘉兵衛などを名乗り、前橋藩酒井家および松平家の治政下で、近世前・中期は福野家、後期には松井家らと共に代々前橋町の町年寄として町行政に携わった。幕末期には本家と分家の2つに分かれたが、両家とも前橋町の発展に大きな足跡を残した。

『前橋市史』第3巻には勝山家の系譜が図示されており、それをもとに同家の略系譜を後に示す。この略系譜のうち、初代儀左衛門から儀左衛門満啓（安永4年5月没、57歳）までの間には太郎兵衛、儀左衛門の名が見えるものの、つながらずしも明らかではない。また嘉兵衛昭方の子に嘉兵

衛包嘉（文政2年4月没）、儀左衛門孝叔（和泉屋・磯田家からの養子）の長男に儀左衛門昌道（嘉永3年6月没）がそれぞれいたが、いずれも早世したらしく、昭方の跡には群馬郡下村の馬場家から養子に入った嘉兵衛信定、孝叔（丹造）の跡目は二男の源三郎が嗣ぐことになったようである。これが勝山家の本家にあたり、源三郎の跡は牧次郎、武、ミち子と続き、寄贈者の敏子氏に至る。当館の勝山家文書はこの本家筋のもので、信定および孝叔の頃のものも若干含まれるが、源三郎の時のものが多い。

源三郎は『前橋市史』第3巻によれば、1831（天保2）年生まれで、はじめ富吉と称し、のち嘉兵衛、さらに源三郎と改めたとされる。江戸時代には家業の穀問屋や質屋業を営むかたわら町年寄を務め、川越藩主の前橋帰城の嘆願や利根川大渡橋の架設工事に尽力したという。つづいて明治期に入ると、唐物屋（洋品店）を開業するとともに、本文中の多くの辞令からも明らかのように、戸長（明治4年）をはじめ、等外1等出仕、学区取締（同5年）、本町地主惣代（同9年）、前橋生糸改会所頭取（同10年）などの要職を歴任したほか、東群馬郡の県会議員や町会議員としても幅広く活躍した。また、1876（明治9）年の県庁の前橋誘致運動や明治14年の上毛物産会社の設立には下村善太郎、竹内勝蔵など前橋町の有力生糸商人らと共に尽力し、自らその社長も務めたが、明治16年6月、53歳で没した。

勝山家略系図



その子牧次郎（方教、文久元年生）は、家業を相続するかたわら、尾高高雅・黒田清綱・佐々木弘綱などから歌道を学び、上毛歌壇の著名人であった。没後『橋園家集』（文書番

号690）が刊行された。明治25年前橋市参事会員に当選、明治29年には前橋市第2代目の助役に就任した。一方、先の系譜では信定の子にとも・まさの二人の娘がお

り、ともに前掲の孝叔（丹造）が婿養子となって本家を嗣ぎ、まさには群馬郡東国分村（現高崎市）の住谷家から孝兵衛（または幸平）が婿養子となり分家、独立した。孝兵衛ははじめ前橋本町で菓種・雑穀商を開業したが、その子宗三郎は生糸商を営み、1859（安政6）年の横浜開港後は生糸貿易に乗り出した。また、1875（明治8）年、旧前橋藩営器械製糸所の払い下げを受け、1878（明治11）年8月には本町に改良座繰製糸勝山社を設立した。宗三郎の跡は善三郎、益太郎、憲夫と続く（いずれも婿養子）。とくに益太郎は前橋市議會議員や県議會議員などを歴任して、町の発展に尽力した。

以上、勝山家の由緒や系譜とその諸活動を簡単に記してきたが、詳細については前述の「前橋の旧家勝山家について」をはじめ、丸山清康著『前橋商業史と下村善太郎翁』（商業報国叢書第1輯、昭和17年刊）、『前橋市小史』（昭和29年刊）、『前橋市史』第3巻・第4巻などを参照されたい。

3 前橋町、町年寄について

前橋町は江戸時代を通じ、前橋（川越）藩領であった。前橋藩は1601（慶長6）年に譜代大名重鎮の酒井雅楽頭家が入封（15万石）したが、藩財政は厳しく、前橋城の一部は利根川に浸食された。1749（寛延2）年に酒井家は姫路へ転封し、代わりに入封した親藩大名の松平大和守家も短期のうちに川越（現・埼玉県）へ移城した（1768（明和

5）年）。城は破却され、前橋分領は陣屋支配となり、往時の活気を失った。前橋町の町人は1817（文化14）年、有志を募って帰城嘆願書を8代藩主斉典へ提出した。

川越藩は移城したものの財政が逼迫し、姫路への再転封を図るが失敗、三方領地替え（出羽・庄内藩への転封）も中止になるなどし、困窮した。一方、前橋町はその頃、養蚕・製糸業で活況を呈し、財を成す商人も多かった。藩は1863（文久3）年、幕府から前橋帰城の許可を得た。藩の再築のため、前橋分領の領民は献金を行い、人足を勤めた。城が完成したのは明治維新の前年だった（1867（慶応3）年）。

前橋町はこの前橋城の東側に隣接し、前橋藩の城下町として江戸時代前期に、東は現在の国道50号沿いに朝日町付近まで、北は旧国道17号住吉町1丁目の交差点付近まで、南は本町2丁目の前橋八幡宮付近までが整備された。前橋町の中には、前橋市（いち）の中枢部で宿駅機能の集中していた本町（図1）のほか、鍛冶町、紺屋町など約20か町があり、それぞれ町名主・組頭がいた。

前橋町年寄はこれら約20か町から成る前橋町の総取締役であり、他の役職（勸農方、御用達）も兼務した。通常2名が任じられた。前橋町年寄の役目は、戸口調査の取りまとめ事務や、領主からの法令伝達事務、火事・盗難などの事件があった場合や祭礼の実施などの藩への届・願などを当該町名主から取り次ぐことであった。なお、前橋本町

にも町年寄とは別に、名主が存在した。

藩より各町への取調事項が命じられた場合の町方の対応順序は、次の通りである。各町名主が調査↓月番町名主（2〜3名）が取り集め↓町年寄へ提出↓町方役所へ提出。藩からの伝達は逆廻りであった。

本日記には、「神宮寺」で「町々月並寄合」を開いた記述がある。これが月1回開かれる前橋町の名主全員の会合である。町年寄もこれに出席していた模様である。

前橋町年寄は、藩より扶持米を支給された。勝山家文書には勝山氏が藩（御扶持方御蔵）から扶持米を支給された際の請取書の控がある（「萬之扣（勝山氏下扶持、藩庁扶持方米高記録外、在方元へ役所へ提出書類控）」文書番号2）。例えば、1844（天保15）年には1年で「米17石2斗3升6合2夕5才」が月別に「前代田村」（後には天川原村に替わる）の「御年貢米」から支給されている。これが天保15年から1864（元治元）年頃まで記載されている。

勝山氏は「町年寄」「御用達」を藩から命じられていたため、この扶持米を藩から支給されている。勝山氏は町人ではあるが武士身分であり、苗字（帯刀）も許されていた。扶持米の量は年により異なり、全額支給ではない場合もある。

4 今回翻刻した日記および関連事項

今回の翻刻史料は、表紙に「御用雑日記 町年寄」とある。前橋藩（県）町方役所から前橋町年寄宛の触綴（綴込文書な

ど）と町年寄の行動を記した日記記録である。支配者からの触や指令に基づいて行った業務（御貸宅の調査、藩札・錢札関係など）に関する記述が多い。町年寄として扱った前橋町内の事件（板屋町の施米をめぐる古名主と小前が対立した事件など）や、各種書類（相撲や浄瑠璃の興業願など）へ奥印した記述も目立つ。

日記が記された期間は、1871（明治4）年7月から12月の半年間だが、この間に前橋町の支配は、前橋藩↓前橋県↓群馬県（第一次）と大きく変わった。これは7月に廃藩置県、その3か月後に群馬県が成立したためである。

廃藩により免職された知藩事（12代藩主松平直方）らは東京へ移住したが（9月に直方、10月に「御前様」、これは11代藩主松平直克か）、彼らが前橋を離れるにあたり、町年寄が中心となって用意した「生絹拾五匁」「真綿五貫目」の献品と「御雛并御道具品々」の下賜（9月）、「御掛物類」の下賜（11月）といった、城下町らしい遣り取りも記述されている。

群馬県庁は高崎町に置かれたため、前橋町年寄もそれまでと異なり、「高崎御役所」まで呼び出されるようになった。勝手が違い、戸惑っているような記述も見られる。

町政に関して、町年寄・名主の会合の場所は前述のように神宮寺（図2）であった。神宮寺は『前橋市史』第5巻の1789（寛政元）年3月「惣町寺社書上」（松井家文

書)に「群馬郡柿宮村寿延寺末 連雀町 天台宗勝応山報身院神宮寺 無住」とある寺と考えられる(第7章「宗教」)。なお、『前橋市史』にはこの書上の「寺社人数は寛政元年四月「惣町寺社人別帳」による」とあり、これは後述の松井家文書の文書(文書番号4)だと考えられるが、記載内容は文書と若干異なる。

本日記によれば、月番は町名主(2、3名)のほか、問屋(通常は2名)にもあったことがわかる。

半年間の全ての日の記載があるわけではないが、記述された日については必ず「天気」が記載されている。

本日記の写しが勝山家文書にある(文書番号9)。これは後年に誰かが筆写したもので、綴じられていない。挿入文書が省略されていたり、明らかな誤写があり、文字の配置もそのまま再現したものではない。しかし、今回の翻刻では、この写しにより文字が解読できた箇所もあった。全文による校合は行っていない。興味のある方は、この文書もご覧頂きたい。

次に、多くの挿入文書が残っていないことに触れたい。本日記は1冊の冊子(簿冊)の中に27点の挿入文書が含まれているというやや特殊な形態である。しかし、失われた挿入文書も相当多いことが、結び紐の下方に朱字で記された数字や、挿入文書の残り方からわかる。

朱字の数字は「下二」から「下ノ卅七」まで記されている。本来「下一」に該当すると思われる箇所には紐がある。「下

ノ十四」と「下ノ十六」の間には文書が3点貼り付けられているが、「下ノ十五」の文字や紐は見当たらない。よって、朱字で数字が記された箇所は35箇所である。しかし、このうち、文書が残っているのは僅か3箇所、文書は5点である(うち1点は貼付文書で、貼付文書の下方に朱字が記されているのはここだけである)。その他の挿入文書22点は朱字のない箇所にある(ただし、文書番号21と22は紐の残欠しかない「下ノ二十」のそばにあるので、「下ノ二十」の文書かもしれない)。一方、紐が残っていても、朱字のない箇所もある(「下ノ五」と「下六」の間、「下廿六」と「下廿七」の間)。こういったやや複雑な点はあるものの、朱字の記載に基づくだけでも、少なくとも30数点以上の挿入文書が失われてしまっているといえる。

本日記の記述は、全体に簡潔で、触については件名を記しただけの場合もある。したがって、本日記から失われた多数の挿入文書や、日記内の各事柄を扱った個別の文書が他所にあれば、本日記に書かれている事柄はより詳しくわかるだろう。

勝山家文書には町年寄在勤中の御用記録は4点残っている。天保2(1831)年(文書番号1)、同13年から安政2(1855)年(文書番号2)、明治4年(今回の翻刻史料)、年次不詳(戦災にて類焼、断簡、文書番号253)である。また、御用記録および前橋町政関係の文書は、勝山家と同様に近世後期に町年寄を務めていた、本町の本陣の松

井家にも伝存している(図3)。松井家の文書2079点は当館へ寄贈されている(請求番号P01013、松井家旧蔵文書。本稿では松井家文書)。

両家の文書群には、前橋町年寄関係文書が含まれている。これらは他の文書群に例をみない内容であり、近世後期から明治初期にかけての前橋(川越)藩や前橋町政などを研究する上で極めて貴重な史料である。関心のある方はぜひ、両家の文書群を閲覧して頂きたい。

おわりに

本解題の執筆にあたっては、前述の岡田氏執筆の解題や、鈴木氏執筆の資料を用いたほか、次の文献を参考にした。

・『前橋市史 第二巻』(1973年刊)、『前橋市史 第三巻』(1975年刊)

・『川越市史 第三巻 近世編』(1983年刊)

・「城下町探訪① 前橋城」小島純一(『群馬県立歴史博物館 館 第102回企画展 空からグンマを見てみよう―

国絵図・城絵図・町村絵図』2020年)

なお、当館刊行物『ぐんま史料研究』には、本日記と同じ時期を含む日記と御廻状写帳の翻刻として次のものがある。いずれも当館収蔵文書であり、原本の閲覧も可能である。同時期の県内の様子がわかるので、興味のある方はご覧頂きたい。

①倉品右近家文書(現・沼田市に伝存)

1831(天保2)年5月〜1872(明治5)年8月

「上野国利根郡下久屋村倉品家日記」(一) (二)

(第5号・第6号に掲載。第6号には「付録 上野国利根郡下久屋村倉科日記物価記事年表」を収録)

②飯塚馨家文書(現・藤岡市に伝存)

1867(慶応3)年正月〜1873(明治6)年2月
「上野国緑埜郡三波川村御廻状写帳」(一) (九)

(第7号〜第15号に掲載)

勝山家文書の寄贈者である敏子氏からは、当館へ多大な寄付金も頂いた。この寄付金の御陰で、令和元(2019)年度に「前橋町年寄関係文書」のデジタル化を行うことができた。これは勝山家文書311点と松井家文書474点、計785点をスキヤニングして、高精細の画像(勝山家5187コマ、松井家10275コマ)と、それに基づく複製本(勝山家31冊、松井家61冊)を製作した事業である。本号の付録の画像も、当事業で得られた画像を利用している。今後、も貴重な史料の保存のため、デジタル画像や複製本を活用していきたい。

勝山家および関係者の方々へ、心より感謝を申し上げ、結びとさせて頂く。

(武藤)

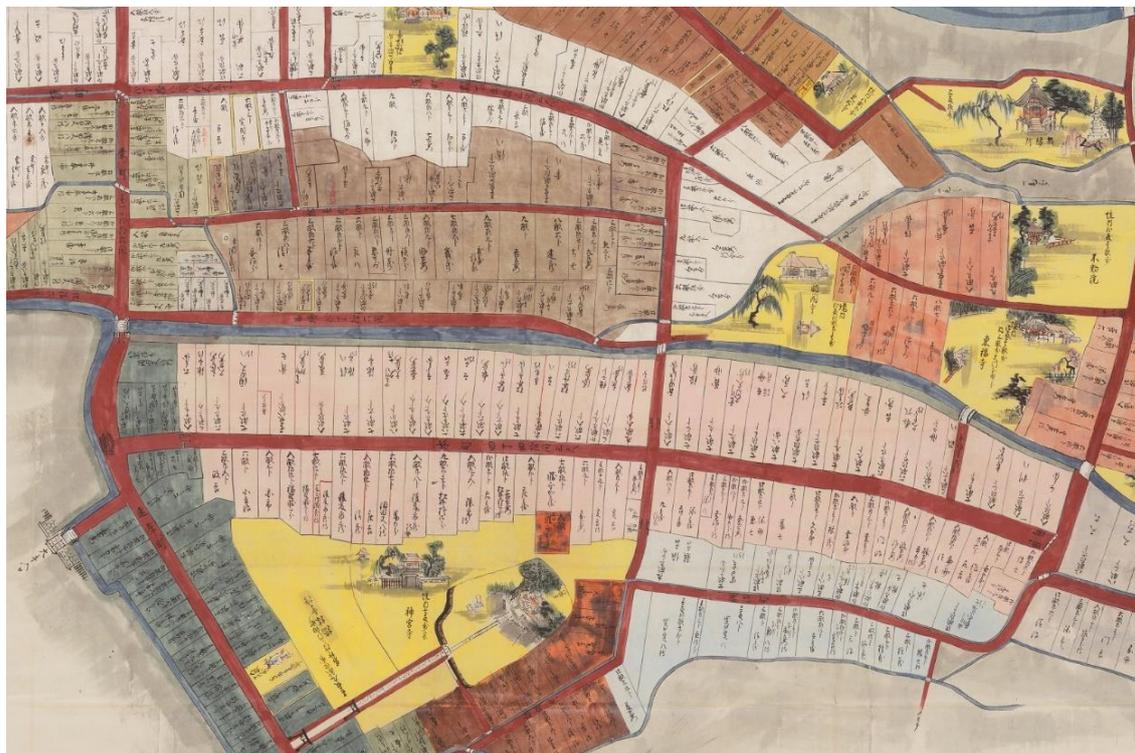


図1 「前橋町絵図面」 1821 (文政4)年
 *部分 (前橋城「大手入口」より東側。ピンク色の部分が本町)
 請求番号P8701 文書番号1



図2 「前橋町絵図面」 1821 (文政4)年
 *部分 (「勝山嘉兵衛」「松井権四郎」の所有地および神宮寺・八幡宮付近) 請求番号P8701 文書番号1

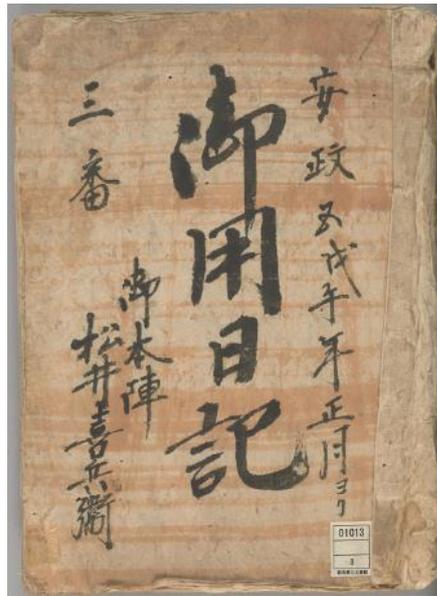


図3 松井家文書「安政五年 御用日記」1858（安政5）年 *表紙
請求番号P01013 文書番号8

【凡例】

- ① 漢字は原則として常用漢字を使用した（「觸」を「触」、「縣」を「県」など）。
- ② 変体仮名は現代仮名に改め、合字の「ㇿ」はひらがな「より」で表記した。ただし、助詞（者〳は、茂〳も、江〳え、而〳て、与〳と、之〳の）は原文のまま表記した。
- ③ 踊り字（繰り返し符号）は漢字の場合「々」、カタカナの場合「ヽ」、ひらがなの場合「ゝ」で表記した。
- ④ 適宜、読点（、）や記号（・）を加えた。
- ⑤ 誤記と判断できる字句や疑問のある字句はそのまま表記し、脇に（ ）書きで記した。また、語句や挿入文書等についての補記も脇に（ ）書きで記した。複数の箇所にもわたる場合は、原則として初出箇所のみ記した。
- ⑥ 解読できなかった字や虫損（破損含む）で読めなかった字、および入力できなかった漢字は「■」で表記した。推測できた場合や説明を加えた場合は、原則として脇に（ ）書きで記した。
- ⑦ 読めなかった箇所、文字数がわからなかった場合は「」で表した。
- ⑧ 編集の都合上、次のことを行った。字の大きさを統一した。脇等に書かれている字句で、本文に挿入で

きる場合は本文に組み入れた。敬意を表す闕字は1字空け、平出は2字空け、擡頭は原文のままとした。字詰めを行った（一部の挿入文書を除く）。また、（ ）書きを本文の脇に置いたために改行したところもある。行頭や日付等の高さを揃えた。以上により、文字の配置は原本と異なる。

* 翻刻は鈴木一哉（職員、当時）が行い、校正は関口荘右（職員、以下同じ）、檜沢恭子、須藤聡、武藤桂が行った。

【翻刻】

(表紙)

「明治四辛未年

御用雑日記

七月 町年寄

明治四辛未年

御用雑日記

勝山源三郎

七月 松井 喜平

黒崎 長平

竹内 勝造

七月朔日

当賀快晴

同 二日

同

同 三日

同

七月四日

上日和

同 五日

同

同 六日 同

同 七日 曇晴不定
夕方降

同 八日 曇天
夕方雨、夜中大雨

一兼而被仰付候戸籍之儀、惣町式十一区より廿六区迄ニ町分
いたし、今日手分ニ而、番札銘々江書付申候

同 九日 折々雨降

同 十日 同

一先日町々より書上候内々借家奉公人無鑑札之者、国元より
早々鑑札持参、籍ニ加り候様、等閑置候ものハ立払可申付
候様、戸籍方より昨日御差函ニ付、今日戸長并副一同本陣
江集会、右等之次第惣町江申聞候様相達候所、来月五日迄
ニ鑑札持参無之ものハ、無用捨立払候様可仕、夫迄之所御
猶予奉願上候様申出候ニ付、右之段御伺之上、御聞濟ニ不
被成候ハ、又々可申達候旨申渡置

(結紐有・挿入文書無)

七月十一日 曇天

同 十二日 雨降

冷氣

同 十三日 同断

一諸相場、左之通御書上被仰付、取調書上ル

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下二

同 十四日 日和

七月十五日 当賀日和

同 十六日 同

同 十七日 上日和式百十日

一社寺元朱印地除地等、委細取調候様御達、町々呼立右之段
申聞候、御触面十八日之処江結付置

同 十八日 同

一今日同役人相揃罷出候様、昨日御触二付、黒崎病氣、勝山・
松井罷出候所、今般御廢藩ニ相成候二付、当十五日 知
事様御免職、就夫町方之儀、是迄至極穩之儀より御支配中
も同様、長々精勤、猶不相替精々いたし候様大参事様・大

属様御立会ニ而被仰渡、右ニ付而者、此段町々江早々相触
候様被仰渡候

(上部に付箋貼付)

(表) 「勝山源三郎 ヨバル

松井喜平 知事御免職」

(裏) 「廢藩置県

達式枚茲ニ加入ス」

一社寺之儀、去月中御達四ヶ町委細可申出候二付、早々申出
候様御伝、直様申聞候

一藩廢二付、前橋県与称候由御触

(朱字) 下ノ三

(結紐有、挿入文書8 | 2 | 8 | 4)

(挿入文書8 | 2 *切継紙)

「藩ヲ廢シ県
ヲ被置候事

辛未七月

太政官」

(挿入文書8 | 3 *切紙)

「一知事公十五日

御免職之事」

(挿入文書8 | 4 *切継紙)

「藩ヲ廢シ県ヲ被

置候二付而者、追而

御沙汰候迄、大

参事以下是迄

通、事務取扱

候様可致旨、御達

有之候事

一 廢藩二付、已来

前橋県与称

候事

右之趣為心得

相達候、此段小前

末々迄不洩様

可申聞候、尤直

支配社寺・郷士・

帯刀人江も可

申聞者也

辛未七月十八日

前橋 県

町年寄

七月十九日 曇天

一 貨幣之儀、御布告町々江触聞候

(結紐の残欠有)

(朱字) 下ノ四

同 廿日 日和

同 廿一日 上日和

同 廿二日 曇天

同 廿三日 日和

同 廿四日 同

一 板屋町小前惣代之者五人、古名主長七を相手取、去ル辰年中施米御割下ケ六拾俵ト忒斗之所、長七取込いたし候由、彼是祇園前より差もつれ、小前之者共度々役人を差置、此方迄罷出種々之義申立候二付、兼而役人共呼立、次第柄取調候処、長七者勿論外役人一同不行届之筋有之、小前方二而も不行跡二付、双方江理解いたし、是非々々内熟為致候様申聞置候処、示談行届候由、今日扱人彦六・常七并小前五人之者届出ル

七月廿五日 曇天

一 横町御家中縁組願、一通奥印

同 廿六日 日和

同 廿七日 同断

一板屋町施米小泉長七より侘書差出、一昨夜左之通、俵数差出相濟候所、小前之者共五人、名主太田市郎次方江預り置候米押而請取、昨朝車江積、小泉長七取込米与申旗押立候而、町内引出し候二付、役人共差留候由、中々小前方法外之所行二而、行々此分二而者、町内治り申間敷候ハ、名主より届出候二付、此段今日御役所江申上候

一町々社寺除地・元朱印地共、委細絵図面、今日御役所江差上候

七月廿八日 上日和

御藩札

(場)

(値) (力、虫損)

一錢相庭、当七月十四日取引直段書出候様被仰付候二付、昨日月番■桑町江申談、惣町名主連印・奥印いたし、式通御役所江差上ル

覚

七月十四日

一御藩札、金壹両二付拾壹貫文替

右之通ニ御座候、以上 惣町名主連印

年号月

奥印

一板屋町名主太田一郎次召連候様ニ勸農方より、昨日御触ニ付同道致候所、町内小前共始末柄御尋、委細書面ニ而申出候様被仰付候

七月廿九日

同断

七月晦日 雨天

一御役所より呼二集、松井罷出候所、町々御貸宅家賃去午十一月より当九月分迄、巨細取糺、調帳至急入用二付、早速差出候様、尤町々ニ而銀目も有之、金銭も有之候而者、都合之帳面二付、金銭ニ而書上可申候、算違等無之、町年寄上ニ而取円可申由被仰付候二付、八月三日迄ニ調帳差出候様、町々江触聞候

一錢相庭之儀、左之通御達ニ付、月番横町・桑町江申聞持触ニ而相触申候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ五

八月朔日 快晴

同 二日 同

一町々御貸宅書上雛形、御渡ニ相成候二付、早々触差出候

(結紐有・挿入文書無)

八月三日 終日雨降

一板屋町小前共始末書、左之通認、持参いたし候二付、奥印いたし遣候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下六

八月四日

乍曇雨

日和

一七拾五兩貳朱卜

丁錢四貫貳百五十四文
(カ、虫損)

本町

一金三拾六兩壹分三朱卜

銀貳百七十五匁

鍛冶町

同 五日

曇り天

昼ヨリ天氣

(冷カ)
■氣也

一金拾六兩三朱卜

銀貳匁五分

白銀町

一金五拾九兩三分卜

六貫五百九十貳文

田町

一金四拾八兩卜

銀三拾三匁

連雀町

一金貳兩三分卜

銀三分

桑町

一金拾七兩貳分貳朱卜

銀拾匁九分九厘六毛

横町

一金百貳兩三分貳朱卜

錢四百三十七文

板屋町

一金四拾三兩壹分貳朱卜

五百八十四文

豎町

一金百七拾兩壹朱卜

銀七分壹厘

細ヶ沢町

一金百廿八兩壹分三朱卜

貳百十六文

向町

一金百貳兩貳分貳朱卜

広瀬川岸

一板屋町江御家中より縁組願、三通奥印

同 六日

曇り天

同 七日

天氣

町々御貸宅調帳

拾壹貫文

一金百〇壹兩三朱卜

諏訪町

同 八日 天氣也

銀廿九匁七分四厘六毛

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下七

一金百三拾九兩貳分卜

茅屋町

同四十貳匁三分壹厘八毛

同 九日 天氣也

一金六拾六兩壹朱卜

榎町

同五匁

一戸籍御調之義、左之通御触二付、今日御役所江御窺奉申上候処、左之通被仰付候、此段町々神宮寺江寄合申渡候

一金拾六兩貳分

紺屋町

同四拾貳匁貳分七厘四毛

片貝町

同四拾貳匁貳分七厘四毛

一金廿七兩壹分卜

中川町

同五匁九分六厘

一金百五拾三兩三分三朱卜

十八郷町

同五匁

一金百三拾三兩壹分貳朱卜

天川新町

錢拾五文

一銀七貫百五十九匁分六厘

天川町

此金百拾九兩壹分卜

七百六十文

廿三ヶ町取集メ御役所江差上ル

一田町庄造、親類三人・差添与頭壹人、今日御呼出し候上、

右庄造盜賊いたし候義、御吟味有之、又々御呼出し、御裁

許被仰付、御請書被仰渡、奥印仕候

一内々借家之義、兼々申渡候処、今日迄之処、未夕身元より之送り印鑑持参仕候者少々ニ而、其外者彼是申居候義ニ有之、相濟不申事ニ候間、右様之者差置候事不相成候段申聞候処、町々より申出候者内々借家之者、国元より旧来欠落等いたし参候者ニ而も有之歟、国元江罷出候而も印鑑差出呉不申俣申居候者も有之、右者は迄入帳いたし居候者迄御覽被下候歟、又者奉公人之印鑑無之候義も有之間、何ニも御歎願申度よし申出候、併今般之義者 天朝より被仰出候義ニ付、中々右様之義ニ者参不申段可存候

同 十日 天氣也

一 今般本町北側勝山七造居屋敷之内、西方表間口壺間三尺、裏行同断、豎三拾三間三尺、町内中ニ而示談いたし讓受、紺屋町江開路いたし度旨、隣町に故障無之段、願書持参いたし候間、奥印仕候、猶古沽券証文無之ニ付、此度沽券状到來仕候ニ付、奥印仕候、尤本町名主方江古沽券無之候ニ付、願書差出し置候、写し取、左之通

讓渡申屋敷之事

一 表地口 壺間三尺

裏地口 壺間三尺

豎三拾三間三尺

此步壹畝貳拾貳步五厘

右者弁利為繁榮本町より紺屋町江通路所開キ、今依我等居屋敷之内、西方前書畝歩之通、代金三百五拾兩ニ而永讓渡申処、実正明白ニ御座候、然ル上者此屋敷ニ付、何方より茂差障申者無御座候、万一彼是申者有之候者連印之者上ニ而、急度埒明ケ可申候、為後日讓渡証文仍而如件

明治四辛未年

本町

七月

讓主

勝山 七造

佐位郡市場村

親類

本間千代吉

本町口入

生形 藤平

讓請人

本町中

与頭

鈴木 半平

同

勝山芳五郎

同

五十嵐政十郎

同

大嶋元次郎

同

後藤 民造

同

須賀伊三郎

同

生形 要造

同

下村善太郎

同

勝山宗三郎

問屋

福本勝三郎

名主

高田 吾平

与頭

勝山芳五郎

差出申証文之事

此度紺屋町江通路被開候二付、私居屋敷西之方表地口九尺、裏地口九尺、豎三拾三間三尺之処、町内中江讓渡之御示談仕候処、右屋敷沽券証文之義、何ケ年度頃紛失仕候歟、自然所持不仕候、仍之既ニ示談も整兼、殆当然至極仕候二付、連印之者ヲ以、御役場江故障之義、急度御請合申上候処、御聞届ケ被下、今般新沽券証文御連印被成下、忝仕合奉存候、然ル上者、万一何方ヨリ古沽券証文所持いたし、彼是申者有之者、連印之者引請急度埒明ケ、御役場江決而御苦勞相懸ケ申間敷候、為後証一札、仍而如件

明治四辛未年

本町

八月

当人

勝山 七造

佐位郡市場村

親類

本間千代吉

与合惣代

生形 藤平

倍長

綿貫半三郎

御貸宅替二付、町々取障義無之歟、取調可申段被仰渡候二付、町々承り候処差障筋無御座候段申出候、左之通

天川町 本町 天川新町 細ケ沢新田 向町
十八郷町 茅屋町 細ケ沢町

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ八

同十一日 曇り天

(結紐有・挿入文書 8 | 5 *横長帳)

「庚午年十二月八日

式分判贖金取集メ

民政御役所江差上申候

覚

広瀬川岸

一式分判拾八両也

片貝町

一同廿八両壹分也

向町

一同四拾八両式分式朱也

(カ) 此内壹分銀三匁有之よし

榎町

一同廿貳兩也

茅屋町

一同拾八兩貳分貳朱也

豎町

一同百六拾五兩

壹分也

桑町

一同六拾四兩貳分也

横町

一同貳百〇四兩

貳分貳朱也

板屋町

一同百四拾四兩

三分也

此内百三十三兩貳分也

九兩壹分也

貳兩也

貳分判
貳朱金
一分銀

一同五兩也

鍛冶町

一同五拾九兩

三分也

連雀町

一五拾六兩貳分也

田町

一四兩壹分也

本町

一百八拾壹兩

壹分也

天川新町

一三拾九兩也

中川町

一拾兩三分貳朱也

〆金千七拾壹兩壹分也

右十二月八日納

右御下金無之候ニ付、当五月中町々願出候ニ付、勸農御役所江御窺申上候処、東京表より未夕 御返し金無之ニ付、右之段東京御役所江御問合被成候よし被仰聞候、此段月寄合之節町々江申聞候、仍而今般御引替ニ付而者猶御窺申上度奉存候、以上」

八月十二日 曇天

同 十三日 日和

一松井喜平急用ニ付、今日横浜江罷越申候

同 十四日 同
一 黒崎長平同断ニ付、内々同所江罷越候よし

同 十五日 曇天
折々雨

一 横町講積寄願、奥印
一 左之通御布告、町々江触聞候

(結紐の残欠有)

(朱字)
下ノ九

一 昨十三日、板屋町名主太田一郎次・与頭橋本庄平・田村
為吉・村上兵七・林糸八、小前伊平・新造・才平・忠吉・
寅吉・栄吉、右之者相糺義有之間、召連罷出候様被仰付候
ニ付召連候所、裁判所ニ而去辰年中、御下ケ渡施米一条差
纏、町年寄より利解いたし事柄相濟候所、小前之者共右一
条役人之存意も不取用、我俣之行跡有之候風聞不埒之義ニ
付、追々吟味いたし候間、役人一同他出留、小前一同慎被
仰付候、尤其内与頭庄平・小前伊平他行ニ付、早々引戻届
出候様被仰渡候

八月十六日 曇天

同 十七日 日和

同 十八日 曇天
夕方小雨

同 十九日 上日和
一 横町(以下記載なし)

同 廿日 同

一 板屋町橋本庄平・伊平帰宅届いたし候処、昨日召連候様被
仰付候ニ付、召連候所流れニ相成、今日召連候処、施米一

(廉)

一条之簾々御調有之、庄平義他出留、伊平義慎被仰付候

一 兼而被仰付候町々戸籍調書、今日迄ニ差出候様被仰付候ニ
付、今日連雀町八幡天神主方ニ集会、惣町名主ニ而取調書
相円メ一帳ニ認、差上候事ニいたし候

一 清濁酒造・醬油造之義ニ付、左之通御触ニ付、町々名主江
右之段申談、御布令書相廻ス

(結紐有・挿入文書無) 下ノ十 (朱字)

八月廿一日 雨天

八月廿二日 曇天

一 戸籍取調書

一 人数 六百三拾壹人 本町

内 男 三百廿九人

(カ、虫損)
女 三百式人

一戸数 百四拾六軒

一人数 百拾九人

内 男 六拾人

女 四十九人

一戸数 三十式軒

一人数 七十三人

内 男 三十七人

女 三十六人

一戸数 十八軒

一人数 貳百九十八人

内 男 百四十七人

女 百五十壹人

僧 壹人

戸数 六十三軒

内 寺壹ヶ寺

一人数 四百三十五人

内 男 貳百四十壹人

連尺町

女 百九十四人

戸数 百拾軒

一人数 貳百五十六人

内 男 百十八人

女 百三十八人

戸数 五十六軒

一人数 貳百八十九人

内 男 百五十式人

女 百三十七人

戸数 八十壹軒

一人数 三百八十九人

内 男 百八十三人

女 貳百式人

僧 四人

戸数 九十九軒

内 寺四ヶ寺

一人数 三百六十五人

内 男 百九十壹人

女 百七十三人

僧 壹人

豎町

板や町

横町

桑町

戸数 九十八軒
内 寺壺ヶ寺

一人数 六百三十老人
内 男 三百九人
女 三百廿老人
僧 老人

戸数 百四十八軒
内 寺壺ヶ寺

一人数 五百三拾人
内 男 貳百六十老人
女 貳百六十八人

戸数 百五拾軒
内 男 貳百六十老人
女 貳百六十八人

一人数 百八十七人
内 男 八十九人
女 九十八人

戸数 六十貳軒
内 男 八十九人
女 九十八人

一人数 四百四十老人
内 男 貳百十九人
女 貳百廿老人

戸数 百拾軒
(虫損)

一人数 貳百三人
内 男 九十九人
女 百四人

戸数 四十六軒

一人数 三百十老人
内 男 百五十七人
女 百五十七人
僧 四人

戸数 七十四軒
内 寺三ヶ寺

一人数 三百三十老人
内 男 百六十五人
女 百六十七人

戸数 八十九軒

一人数 貳百八人
内 男 百四人
女 九十八人
僧 六人

戸数 五十八軒

一人数 貳百八人
内 男 百四人
女 九十八人
僧 六人

内 寺五ヶ寺

一人数 貳百九十五人

内 男 百三十八人

女 百五十五人

僧 貳人

戸数 七十五軒

内 寺貳ヶ寺

片貝町

内 寺貳ヶ寺

惣計 人数 六千八百九十九人

内 男 三千四百七十人

女 三千四百六人

僧 貳十人

戸数 千七百貳十七軒

内 寺拾九ヶ寺

右之通二御座候、以上

前橋惣町

一人数 百九十五人

内 男 百壹人

女 九十四人

戸数 五十五軒

年号月

名主代

連尺町

名主

筒井登代吉

一人数 三百六十五人

内 男 百九十人

女 百七十三人

戸数 七十三軒

天川新町

田町

名主

大渊 庄吉

三人 印

一人数 三百四十五人

内 男 百七十九人

女 百六十三人

僧 三人

戸数 八十四軒

天川町

八月廿三日

日和

同 廿四日

曇天

折々小雨

同 廿五日 終日大雨

五拾六番屋敷居住

同 廿六日 同断
あらか
夕方静

商 金子彦六
辛未年三十四

同 廿七日 日和北風

父隠居 金子八百吉
年六十七

一横町講積日延願、一通奥印

妻 亭 年廿六

同 廿八日 同断

当国勢多郡桑町商内山条吉次女

八月廿九日 日和

長男 金子佐四郎 年五

九月朔日 当賀日和

次男 金子庭造 年三

同 二日 天氣也

一松井喜平八月十三日出立、商用ニ付横浜表江罷越申候処、今日帰宅

金子文治郎 年十

同 三日 天氣也

氏神八幡社

一戸籍帳認方、御役所江御窺申上候処、振合御下ケニ相成ル、戸籍日記ニ有之候

寺 前橋板屋町曹洞宗高岑院

(挿入文書 8 | 6 *切紙、貼付文書)

一板屋町大工職佐藤東八ヨリ六供村高橋惣平・役人・世話人中江相懸り候手間代滞出入願書差出ニ付、御役所江御窺申

上ル

(挿入文書8-7 *切紙・貼付文書)

一 九月四日

板屋町

大工職

訴訟人

佐藤東八

六供村

去午九月中より

片手

高橋惣平

手間代滞

役人・世話人中

当未二月中迄

一金七拾五兩三分壹朱卜

願人 佐藤 東八

銀拾三匁七分

親類 中村 仲造

錢百九拾弍文

倍長 杉本松五郎

与頭 小泉 長七

名主 太田市郎治

火在之、右火之様子始末書、勸農方御役所江差上候二付、
奥印いたし

但し町年寄立会老人

町年寄

松井喜平

(結紐有・挿入文書無)

下ノ十一 (朱字)

同 四日 天氣風吹

一板屋町大工職佐藤東八ヨリ六供村高橋惣平・役人・世話人
中江相懸り手間代滞出入願書、奥印いたし遣申候

(結紐有・挿入文書有)

下ノ十二 (朱字)

一紺屋町金次郎湯屋渡世願書、奥印遣ス

同 五日 天氣

一今日神宮寺江町々月次寄合

本町

月番

鍛冶町
白銀町

一戸籍書振、町々江申聞

一種疱之義、小前末々迄不残様、可申諭候様申聞候

一知事様江献上物之事、申聞候

一横町塩屋吉太郎殿召仕下女しま義、差障義有之間、早速立

事 一当八月廿八日夜五ツ時頃、細ヶ沢町之内大渡り町由造方出
一当八月廿八日夜五ツ時頃、細ヶ沢町之内大渡り町由造方出

一 一種疱御布告別紙之通、町々江申聞
一 当八月廿八日夜五ツ時頃、細ヶ沢町之内大渡り町由造方出

(挿入文書 8 | 8 *切紙・貼付文書)

一 塩や

横町吉太郎召仕女

しま吉

差障有之、立払申付

早々届可申哉

中川町うんとん屋二而

如何之婦人差置候哉

取調可申出事

種痘一件

町々御貸宅書上落も

有之哉二付、再応取調

可申出、書落有之候而も

此儀ハ御下ケニ不相成事」

一 中川町うとんや取調之事

町々御貸宅家賃書落有之候ハ、早々書上ケ可申、後日者

不相用事

同 六日 日和

同 七日 朝天気

後曇り天

少し寒也

一新貨幣之義二付、御布告

一 本月十二日、津山県ニ於テ何者共不相知、同県権大参事

鞍懸吉寅ヲ及砲殺逃去候趣、各地方官ニ於テ遂搜索、速ニ

捕縛可致事

(制)

一位官職製、其外被相定候御布告

一 華族ヨリ平民ニ至迄、互ニ婚姻被差許候条、双方願ニ不及、

其時々戸長ニ可届出事

但し送籍方之義者、戸籍法第八則ヨリ第十一則迄照準可

致事

一 梟示ニ行れ候遺骸者、親族請候者有之与云共、下ケ遣セサ

ル律法ニ候処、向後者較絞同様、親族請候者アレハ、遺骸

下ケ付、被差許候事

右件々御触二付、町々江触差出候

同 八日 天気也

一 種痘一件之義、被仰出候二付、当日町々神宮寺江寄合候

事、月番江申聞候

同 九日 昨夜雨降

今朝少し降

終日曇天

一 紺屋町常吉妻湯願二付、隣家町々并湯屋渡世之者江も示談
いたし候趣に付、奥印いたし遣候

九月六日之事

一 知事様御事、近々 東京表江御発駕被為遊御座候段、承知仕候ニ就而、町々御取扱之者式拾壺人ニ而

一 生絹 拾五匁 勝山氏世話被成候

真綿 五貫目 松井店ニ而買入ニ付

同店江代金渡候

御献上奉申上候 壺人前ニ付

金五両ト式百文宛

(上部に付箋貼付)

(表) 「知事公へ献品」

(裏) 「知事献品 関係者」

松井文四郎 下村善太郎 三川民平

勝山源三郎 市村良平 荒井久七

同 宗三郎 松井喜平 黒崎長平

藤井新平 根岸常平 武田友七郎

五十嵐喜平 竹内勝造 太田唯七郎

関 文七 福本又造

生形八郎 柳本林平 式十一人

江原芳平 三川伊平

同 十日 上天気

長閑也

一 兼而被仰付候種痘小児、町々取調、来ル十五日迄ニ差出し

可申候、今日町々神宮寺江呼寄申渡候

一 中川町半蔵方召仕下女件々、今日 御役所江申上候処、

已後不都合之義有之候而者、不相濟候間、右町名主江可申聞旨被仰付候間、中川町名主右之段申聞候

一 横町塩屋吉五郎召仕下女しま吉義、当七日桐生町江為立払

よし、名主より申出候間、右之段御役所江可届出旨、右町

名主江申聞候

(結紐有・挿入文書8 | 9 *切紙・貼付文書)

(朱字) 下ノ十三

一 細ヶ沢町之内

大渡り町

一金五両ト

九百文

右者、昨午歳十二月朔日より

未正月廿日 御藩士様方

御屯所ニて炭・水油代

御下ヶ被成下致度奉願上候、以上

未

九月

細ヶ沢町

名主

奈良伊之八

右歎願書、九月十日勸農方

御役所江差遣申候

同 十一日 曇り天

同 十二日 朝天気

後曇り天

一生糸取締方之義ニ付而者、兼々当春中より仲間取締世話方より件々書取ヲ以、悪弊一洗之義申出、尤之事ニ候付、改方今般差出置候処、近頃追々会所改方之義、他方仕入之向ニ付、会所江改ヲ不請、直ニ横浜表江出荷いたし向も有之歟ニ相聞候、右者御支配中之糸仕入いたし、勿論之事ニ候、併如何之所業有之候而者、役所も見透相成候間、此段一同談事之上、心得方役所江可申出事、勸農方より被仰付候ニ付、町々取締世話方江談事可仕事

一 当日、聴断方より御呼出し、触付申聞置候本町藤吉父平五郎・十八郷町源平并女房まち親類・与合兼三人ツ、差添役人十八郷町名主町田勝平同道召連 御役所江罷出候処、博奕一件御吟味、又々御呼出し之上、御免ニ相成り、左之通、杖罪并収贖金被仰付、御請書ニ付、奥印いたし遣申候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ十四

一 昨十一日夜、白銀町九平方江押込這入紛失

一 錢札大凡 (カ) 壱両弍分位

一 太織縞男裕 壱ツ

一 同 男羽折壱ツ (織)

同 十三日 曇り天

よに入少し雨降

一 連雀町名主筒井登代吉病死之旨、届来ル

同 十四日 昨夜より雨降

終日雨天

一 今日、勸農方より御呼ニ付罷出候処、町々ニ而廿七人明十五日正四ツ時、三ノ丸江罷出候様ニ申付候間、松井文四郎・勝山源三郎兩人ニ而、右之人数江触差出候、一同相揃、刻限無滞罷出可申旨被仰付候ニ付、松井・勝山ニ而触状ニ差出申候

一 昨十三日夜、天川町福嶋與三郎方江押込這入、錢札并正錢共、大凡弍拾五貫文程紛失届来ル

同 十五日 天氣長閑也

一 昨日勸農方被仰付候町々弍拾七人一同、三ノ丸江罷出

(「羽」の下が「反」「友」「髪」カ)

候処 良■院様 御前様御方々様ヨリ御難并御道具品々頂戴仕候

(上部に付箋貼付)

(表) 「知事外ヨリ

下賜品 (裏) 「下賜品」

及其人名

松井文四郎 五十嵐喜平 松井喜平 勝見糸八
 勝山源三郎 関 文七 黒崎長平 野本林平
 同 宗三郎 生形八郎 根岸嘉吉 加藤永八
 三川伊平 串田柰弥 (半カ) 竹内勝造 深町富造
 同 民平 江原芳造 武田友七郎 太田唯七郎
 藤井新平 下村善太郎 福本又造 横川重七
 荒井久七 市村良平 江利川勘平 廿七人

一 質屋株御鑑札
 一 穀屋渡世御鑑札
 一 蛹屋渡世御鑑札

右者、勸農方ヨリ御下ケ被仰聞候者、在中者取締江下ケ遣候、
 町方者町年寄江下ケ遣候間、夫々は迄行司・世話 (方江カ、虫損) 相渡候
 冥加不納之分も取立、相納候様ニ可申聞旨被仰付候、但し是
 迄商社ニ而相渡置候鑑札者、此度御下ケ渡之御鑑札与一同引
 換相成候付、是迄所持之鑑札者、御返上之事

同 十六日 曇り天
 よ二入雨降
 同 十七日 昨夜ヨリ雨降

一 兼々被仰聞候通、町々種瘡小兒御書上、左之通

本 町七人 堅 町十三人 桑 町五人
 白銀町三人 板屋町 連雀町
 鍛冶町七人 横 町貳人 紺屋町
 戸長黒崎長平 戸長勝山源三郎 戸長松井喜平
 同副高田吾平 同副沢田伝吉 同副日高利吉
 同 深町代五郎 日高 惣平 同 須藤平八
 細ケ沢町十四人 諏訪町 廿貳人 片貝町 拾人
 広七川岸四人 茅屋町 貳人 中川町 三人
 向 町廿四人 榎 町 四人 天川新町五人
 十八郷町六人 天川町 なし
 戸長藤井新平 戸長太田只七郎 戸長竹内勝造
 同副奈良伊之人 加藤友八郎 同副市村良平
 同 横地七郎次 町田勝平 同 新藤惣平

同 十八日 天気也

(元藩知事、松平直方)
 從五位様、東京表江御発駕ニ就而者、兼々御見送り奉申
 上度旨、当十五日勸農方御役所江御窺奉申上候処、昨日
 可然旨御聞濟ニ相成候付、即刻三ノ丸御役所江、御発駕
 御刻限御窺奉申上候処、明十八日曉七ツ半時、御供揃御
 発駕之段被仰聞候ニ付、町々江通達仕候、仍之町々御見
 送りニ罷出候、尤天川町関門内ニ而可仕旨、但し町年寄

差配可仕旨被仰付候ニ付、差配仕候
從五位様今曉七ツ半時、御發駕御馬ニ而
兵隊衆大凡弍百人斗御見送ル、町々罷出候者

士族御取扱

町年寄

直支配

町々名主共

ノ

一太政官御触之趣、前橋県庁より御達ニ付、町々江触聞申候
(挿入文書8 | 10 *切紙、貼付文書)

「一米穀輸出之御触

一穢多・非人之称、被廢候御触

一大藏省大坂出張所、被廢候

一七戸・八戸・斗南・黒石・館、五県弘前県江合

一佐賀県、伊万里江被移候

一旧本丸ニ於、来ル九日ヨリ昼十二字大炮壱發宛

一天童県、山形県江合

一道中筋駅村ニ而人馬繼立取調事

未九月 太政官

右之通、御触九月十八日、勸農方ヨリ御触ニ付

町々江触聞

一明後廿日正九ツ時、板屋町大工職東八、差添役人同道召連
可罷出旨、勸農方より御触付申聞候

一種庖所、本町小松屋久吉方申付候ニ付、当廿日五ツ時不
遅、本町・白銀町・鍛冶町、小兒召連可罷出候、尤戸長副
立合之事被仰付候ニ付、右町々江申聞候

一本町・天川町・天川新町・細沢新田・向町十五軒町・十八
郷町、右町々御貸宅之義、先達中相達置候所、至急取調可
申出事被仰付候ニ付、右町々申聞候

(挿入文書8 | 11 *切紙、貼付文書)

「天川町

竹下鉞三郎

弥助方

本町

金子孝次郎

田口関平

持居

本町

鈴木屋藤吉

天野千吉

裏家

同所

天野宗吉

天川町

大西喜平治

仙十郎方

天川新町

山本良多

長次郎方

細ヶ沢新田 本多金太郎

嶋田文次郎方

向町十五軒町 下山又吉

大野屋常次郎方

十八郷町 大塚貞吾

木屋勇助方

天川町 佐藤鐙作

富五郎方

天川町 横山五三郎

久午方

天川町飛(カ) 高橋喜太郎

文十郎方

天川町 石浜茂七郎(塚カ)

丑五郎方

右之通、貸宅差支
有無調之義、先達而
相達置候所、何等之義も

不申出候、右至急
可申出もの也

辛未九月十七日

前橋県

庁(朱印)

右町々

名主

(挿入文書 8 | 1 2 *切紙、貼付文書)

「巳年

御貸宅書上ケ

○向町

広瀬河岸

桑町

横町

天川新町

中川町

白銀町

同 十九日 天気也

(結紐有・挿入文書無)

同 廿日 天気

下ノ十六(朱字)

少々風寒也

一本町小松屋久吉方、種痘処有之候

同 廿一日 天気也

同 廿二日 右同断

同 廿三日 右同断

一社寺朱印地・除地田畑之義、自今相当之地代金申付候、仍之右除地面反別取調、当十月限り可申出事
右御触ニ付町々江触聞

一先達而町々金(虫損)御書上仕候通、不納町々有之、今日取調書差上ル
紺屋町 板屋町
向町 中川町

同 廿四日 天気也

少し風吹

一紺屋町輪四郎、来ル十月十五日より廿日迄、相撲願奥印致遣候処、願之通被仰付候よし、届来ル

一横町長四郎方音曲入昔咄し、当廿五日(よりカ、虫損)来ル十月四日夜迄、
(カ、虫損)右衛門奥印致遣し候

一本町高橋伊之吉、親類耆人・名主差添、即刻勸農方江可罷出旨御用状ニ付、本町名主触、右ニ付、本町高橋伊之吉

留主中ニ付、代親類本町三郎平・親類勇造ニ而罷出候処、

右伊之吉義、横浜表ニ於而奥州蚕種一件掛り合候(カ)ニ付

御奉行所御取糺し中、伊之吉義紛失いたし候ニ付、(神奈川)神名川
県より当県江御掛り合有之ニ付、伊之吉身元并居屋敷、其
外所持之品も有之候哉、御糺し被仰付候処、親類者も申上
候者、伊之吉義長々留主中ニ御座候得者、事実取糺可申上
間、両三日之所、日延被成下候様申上候所、御聞濟ニ付下
ル

一質屋株御鑑札、勝山源三郎江相渡候
一穀屋鑑札、太田只右衛門江相渡候

同 廿五日 天気也

一白銀町清吉後家方、講釈願奥印致遣候

同 廿六日 天気

長閑也

一天川町渡辺瀧五郎方土蔵江盜賊忍入、衣類品々・脇差耆本、
都合式拾品紛失届ケ受取、尤廿一日之夜也、別紙之通り
(カ、虫損)挿入文書8—13 *切紙2枚組、貼付文書

一 乍恐以書付御届奉申上候

一 漆紋付木綿単物

一 薩摩カスリ単物

一 二くすし単物

- 一 鼠半形単物
- 一 帷子浅黄大カスリ
- 一 紺カスリ帷子
- 一 藍微塵大織裏薄花色木綿わた入
(太、以下同じ)
- 一 黄唐茶縮緬廻むき綿入
- 一 肌織縮緬小供単物
- 一 紺嶋松梅裕小供物
- 一 藍弁慶木綿小供綿入
- 一 藍万筋大織嶋羽織
- 一 藍万筋大織半天
- 一 紺嶋御召縮緬女羽織
- 一 絹夏羽織小紋付
- 一 黒関東女帯半分
- 一 縮緬小供襦半
- 一 大織黒紋付綿入
- 一 蚕種紙数拾枚 但し手弼

「腰物

- 一 鞆 黒
- 一 鞆 赤銅人物彫物
- 一 縁 赤銅梅花彫物
- 一 鐔 赤銅梅花彫物
- 一 鞆糸 黒

目貫 不覚
刃 不覚
品数式拾品

右者、当町渡辺瀧五郎土蔵へ明、二階長持入置候品被盜取始末、今朝見付、不取敢御訴奉申上候間、近縁者死去之者有之、去廿一日夕刻縁者江罷越、昨夕刻立戻、今朝右始末見付、段々取調候所、去廿一日夜仕業与慥承知仕候、右故延引致候段者奉恐入候得共、此段乍恐以書付御届奉申上候、以上
辛未九月廿五日

天川町

(渡辺)

坂元瀧五郎

与頭

竹田 熊八

名主

石井 弥一

両

「御役処

一 蛹屋御鑑札、町々取締世話方出勤、糸会所二而相渡候
一 諏訪町小児種痘、本町久吉方江罷出申候

同 廿七日 天氣也

同 廿八日 右同断

一種痘日割之義、申聞候段被仰付候間、別紙之通町々江触差
出申候

(挿入文書 8 | 1 4 *切継紙、貼付文書)

一 覚

桑町

一 十月二日 連尺町

朝五ツ半時揃 田町

紺屋町

一 同八日 豎町

右同断

一 同十四日 板屋町

右同断 横町

一 同廿日 向町

右同断

一 同廿六日 広瀬河岸

右同断 細ヶ沢町

右町々日割之通、本町於種痘所、七十五日過キ候小児種

痘致候間、朝五ツ半時不遅、戸長召連罷出候様、可被申
聞もの也
辛未

九月廿七日 勸農方 (朱印)

町年寄

同 廿九日 天氣寒也

一 出火之節、町々火防人足、町々取調可申出旨御触二付

去午十二月八日書上申写差上ル、然ル処右様ニ而者無之

(カ) 是迄出火之節、町々於而

纏杯 はしこ 水道具 提灯

簾 其外鳶

右之通り町々より罷出候二付、何人位可罷出敷、尤
町々寄而者過不足之義も可有之候二付、早々取調可申
上候被仰聞候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ十七

一 已歳御貸宅家賃巨細帳、書上可申段申聞候

向町・白銀町・天川新町也

同 晦日 天氣静也

(挿入文書 8 | 1 5 *罫紙、貼付文書)

「兼而布告致置候錢札之儀

弥御引換之義二付、惣高内訳巨

細ニ取調、早々可差出旨、尚又大蔵
省より達有之候間、當時在町

融通いたし候之分、譬ひハ一村

限り歟、一町限り歟、其向々弁利ニ

任セ取集メ、五貫文札何枚、弍貫

五百文札幾枚、其余同様銘々

内訳書相添、来ル十月朔日より

十日迄ニ商社へ持参可致、一応改

之上、改印を据、相返し可遣候、右之

條厚ク相心得、改洩無之様、且改

日限之内ニ、無相違持参可致者也

辛未九月

前橋県

一

一十月朔日より十日迄、於商社ニ改印ヲ据候旨、別之通御触^(紙、脱カ)

面達候ニ付、御役所江御窺之上町々当人江、夫々五貫文札

何貫、弍貫五百文札幾枚与仕訳ケ、銘々書付ヲ附、改ニ差

出候様、月番本町・鍛冶町・白銀町より惣町江触聞

一牛馬員数取調、十月十五日限り可差出候

一諸触面之末文ニ社寺・郷士・帯刀人江も申通詞候様、其都

度々々申達候義ニ有之候処、自今別段不申達候間、其居町

役元より申通詞候様可取計事

右之通、町々江触聞

一連雀町忠七より渋川村江懸り合候出入願書、今日右町役人

江下ケ遣し申候

一板屋町大工職東八より六供村高橋惣平、其外役人中江相懸

候右村鎮守八幡宮普請出入願書、御取用ニ不相成候ニ付、

今日板屋町江下ケ遣候段、三木泰三様より其段心得候様被

仰聞候

十月朔日 天氣寒也

一今日ヨリ町々自身番申付候

同 二日 天氣長閑也

よ二入雨降

一昨朔日より於商社、錢札御改印被仰出候

一今日種痘 紺屋町

桑町

連雀町

田町

右四ヶ町小児・戸長副・町役人罷出候

同 三日 昨夜雨降

今朝小降、終り曇天

一板屋町一件之義、過日御役所ニ而、三木泰三様より被仰聞

候付、今日右町名主太田市郎次ヲ呼寄、同役立会、差纏一

件、如何ニ相成候歟承り候処、此程中横地七郎次立入、右

町入用帳江夫々下ケ紙いたし、役人中・小前方江談事可申

事二相成候段申出候、仍之急々熟談いたし、名主・役人・小前落合、急度所二而歎願いたし方可然、是迄之通二而者、町之為筋二不相成候二付、左様ニ心得取計方可有之旨、申聞候

一連雀町名主筒井登代吉死去、跡入札差出候二付、今日立合開札いたし候、左之通

連雀町 与頭

半造

同

嘉吉

悟長

伊平

(挿入文書 8 | 16 *切紙、貼付文書)

「連雀町

名主筒井登代吉跡

入札

一 拾壹枚 嘉吉

一 拾壹枚 清造

一 七枚 半造

一 壹枚 勝次郎

一 廿五枚 白紙

〆 五拾五枚

十月三日

立会人

与頭

半造

同

嘉吉

悟長

伊平

一本町高橋伊之吉義、去ル巳年中、為出稼横浜表江罷出居、伊達屋四郎兵衛後見いたし候処、借財多分二付当九月中、右家出いたし、行衛相知不申処、同人居屋敷・家財・諸道具并持長屋ニ至迄、今日 御役所より御出張被遊、逸々御見分之上、町役人江御預ケ被仰付候二付、立会可申旨被仰付候二付、立会請書被仰付、奥印いたし申候、尤本町名主方ニ明細帳有之候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ十八

同 四日 天氣静也

一横町音曲入昔咄し寄、今日迄之処、明五日より七日迄三夜之間日延願書、名主持参二付奥印遣候

一兼而被仰聞候町々茶屋々々召仕下女共内々取糺候処、壹人二付壹月金壹分宛、尤無芸之者者、金貳朱宛世話方ニ而取集メ申候

一九月廿九日朝、豎町綿貫玄郎門柱并 (カ) (荒カ、虫損) 井甚八戸ニ張紙有之候趣、届ケ来ル、左之通

一 豎町佐五郎方江盜賊這入、金札并品々紛失届ケ来ル、左之通り

一 纏・長母袋・提灯・鳶口・龍吐水・階子・水溜手桶
一 団扇其外色々諸道具持参、左之通書上申候

同 五日 天氣也 月番 紺屋町 榎町

一 三拾五人 片貝町 一 四拾人 豎町
一 三拾五人 十八郷町 一 三拾五人 天川新町
一 四拾人 諏訪町 一 三拾五人 横町

一出火之節、町々出人足取調可申段、勸農方より兼々被仰付候二付、今日神宮寺江町々寄合、取究申候

一 三拾人 茅屋町 一 拾貳人 鍛冶町
一 三拾人 桑町 一 三拾人 連雀町
一 三拾人 板屋町 一 貳拾人 広瀬川岸

一 御県庁 十人 本町・立町・板屋町

一 六拾人 向町 一 貳拾人 中川町

一 土木 五人 連雀町・中川町・天川町

一 六拾人 向町 一 貳拾人 中川町

一 米倉 五人 十八郷町・横町 片貝町・茅屋町

一 貳拾五人 田町 一 三拾五人 紺屋町
一 五拾人 本町 一 拾人 白銀町

一 禁個^(カ) 五人 桑町・紺屋町・榎町 鍛冶町・白銀町

月番 紺屋町 名主善四郎
榎町 名主清造

一 商家 四人 桑町・片貝町 広セ・諏訪町

一 横町咄し哥日延願、奥印致遣候
一 町々醤油造願書、奥印

一 牢屋 五人 鍛冶町・細ケ沢町

一 横町咄し哥日延願、奥印致遣候
一 町々醤油造願書、奥印

一 松本塚 貳人 本町 向町

同 六日 天氣也

一 博諭堂^(則) 貳人 天川新町

同 七日 曇り天寒也
よ二入雨降

右者定側出人足之処、町々より場所出人足之義、大凡見積り

同 八日 昨夜より雨降
一戸籍人別書・町々三役人帳、戸籍方御役所江差上ル

同 九日 今朝曇り天

後雨降

同 十日 今朝晴ル

天気也

一社倉穀代、来ル十五日迄相納候向々、^(カ)勸農方御触町々江申聞

(挿入文書8 | 17 *切紙、封筒有)

「社倉積穀代

来ル十五日迄ニ

上納候様、此段町々

江可申聞もの也

辛未十月十日

前橋県

勸農方(朱印)

「町年寄」

(封筒)

「辛未十月十日

前橋県

勸農方(朱印)

本町

「町年寄」

一田町浄留利日延願、奥印

同 十一日 天気也

一昨十日暁七ツ半時 御前様東京府 御出立被為遊候

同 十二日 天気也

同 十三日 右同断

同 十四日 天気静也

(結紐有・挿入文書無)

下ノ十九 ^(朱字)

^(伐カ)

一社寺境内找木之義、御触左之通、町々江触聞

一天川新町浄留利寄願、三役人参り候ニ付、町内締相立可申

旨申聞、奥印

一紺屋町霜触輪四郎、先月相撲興行願、当十五日ヨリ之願之

処、右角力常州ニ而興行之処、雨天続ニ而日延候よし申来

候、右ニ付当廿二日ヨリ興行之段届ケ出ル

同 十五日 天氣靜也

一細ヶ沢町横山孫七、醬油株新規願、奥印

同 十六日 曇り天、寒也

よ二入雨降

同 十七日 昨夜雨降

(今暮時カ)

■ 天氣寒也

同 十八日 天氣也

同 十九日 右同断

一田町吉平方咄し哥願、奥印

一本町浄留利寄願、奥印

同 廿日 天氣靜也

同 廿一日 天氣寒也

一横町長四郎義、子供芝居興行、奥印

右者、当春中町々申談事之上、春兩度秋兩度、町々年番ニ而、順番ニ取究置可申之段被仰聞候ニ付、其段神宮寺寄合之節申談事候処、町々ニ而も御尤之義与申出候得ハ、未夕稔与取極不申候処、其節細ヶ沢町名主万端承知いたし候ニ

付、右町江談事可仕旨、横町役人より願之節申聞置候処、示談行届き候段申出候ニ付、奥印いたし遣候

同 廿二日 天氣也

同 廿三日 右同断

一当十月中旬、米相場書上可申被仰付候、尤諸県より直々

(仕延之カ、虫損)

差出ニ相成候ニ付、袋封いたし四冊差出可申候出

〔未十月中旬

市中上中米相庭書、例年之通奥印致し可差出事〕

覚

未十月中旬

一 米 金壹両二付

上 壹斗九升五合

中 貳斗〇

下 貳斗五合

右之通取調候処、所相場相違無御座候、以上

前橋町

明治四辛未年十月

穀屋

久野 藤助

同

中嶋政五郎

同

太田只七郎

町年寄

松井 喜平

同

勝山源三郎

御支配

御役所

右之通、四冊相認メ、勸農方差上ル

同 廿四日 天気也

一本町道具屋又蔵悻義金之助与申者、奥州須賀川宿懸り合一
件、白川県より御尋二付、親類・(与カ、虫損)合兼町役人差添、御役
所江可罷出旨御触二付、本町名主右之段申聞候

同 廿五日 右同断

一今井村牧太郎役介なかより、八幡小路トウコンホウ西窪文
齋江相懸り候出入一件、過日勸農方ヨリ御呼立二付、罷出
候処、三木泰三様より被仰付候間、西窪氏呼寄、内実承糺
候処、案ニ相違致し候二付、右之段申上ル

(挿入文書8 | 19 *切紙、貼付文書)

一 今井村

願人

牧太郎役介

なか

ドフコンボフ借家

(挿入文書8 | 20 *切紙、貼付文書、19の下に有)

「世話人片貝町

但馬屋安二郎

同町

山口屋

啓 八

本町

伊勢屋

太平」

同 廿六日 今朝曇り天
昼時より天気也

一紺屋町輪四郎方、今日相撲始届来ル

同 廿七日 天気也

同 廿八日 右同断

一片貝町・天川新町・(カ、虫損)町・中川町種痘御触二付、日限之
通可罷出旨、右町江触聞

同 廿九日 天氣也

一 今般更ニ出火之節、消防掛相立候事
件々被仰付候ニ付、同役并副江可申通詞候段、被仰聞候ニ
付、町々江触差出申候、別紙之通

(結紐有・挿入文書無)
(朱字)
下ノ二十

(挿入文書8 | 2 1 *封筒)

一 諸国鎮臺御触 壺冊

一 其外件々御触 壺冊

町々江触聞

未十月廿五日

「辛未十月廿四日

前橋県庁 (朱角印「前橋藩」)

町年寄

(挿入文書8 | 2 2 *切紙、後年の紙質力)

「十七年六月十八日市役所

未十月廿四日

前橋県庁状 袋

十一月朔日 天氣静也

同 二日 天氣寒也

一 養老御扶持方御取調御触、左之通り町々出ス

同 三日 昨夜より雨降

寒也

一 当十七日大嘗祭、同十八日豊明節会被為行候ニ付、全国一
般諸神社ニ於而相応之神事執行、衆庶一同可相談事
右之外、拾通御触町々江差出し候

同 四日 今朝曇り、雨降出候

後天氣ニ相成ル

一 榎町ニ而天川原村之内、用水地八幡堰より石橋迄新建願、
右ニ付本町江熟談之上、願書江奥印

同 五日 天氣静也

一 今日、神宮寺町々月並寄合有之候ニ付、此程中火事場掛り
被仰付候ニ付、其段申聞

月番

十八郷町
茅屋町

(結紐有・挿入文書無)

(朱字)
下ノ廿一

同 六日 天氣也

同 七日 右同、寒也
一田町浄留利寄日延願、奥印

同 八日 天氣也

同 九日 天氣靜也

一 去々午年中、生糸渡世之者江、為御取締渡下候、渡ニ相成
(カ)
置候御鑑札之義、今般御廢止ニ相成候ニ付、取集メ上納可
仕旨 御触付、町々名前書仕訳ケ、世話方一同江触候而差
出候

(挿入文書 8 | 2 3 *切紙、貼付文書)

「庚午年中、生糸

渡世之者共江、為取締

鑑札相渡置候所、今般

廢止致候間、町々鑑札

受居候者ハ、其手元ニ而

取集メ、早々上納可致もの也

辛未 元前橋県

十一月八日 勸農方(朱印)

町年寄 「

同 十日 右同断

一 当十七日 卯ノ日 大嘗祭

同十八日 辰ノ日 豊明節会

右兩日、万民休業御触、左之通町々江触聞
(挿入文書 8 | 2 4 *切紙、貼付文書)

「 来ル十七日大嘗祭

十八日豊明節会被為

行候段、御布令之趣、兼而

相達候处、猶又別紙之通、御告諭

有之二付、相達候

御趣旨奉戴可致事

一 右ニ付兩日休暇之事

右之趣、小前末々迄

不洩様、至急可触示者也

元前橋県庁

辛未十一月九日

町年寄 「

(挿入文書 8 | 2 5 *切紙、貼付文書)

「 前橋廿五区之内

中川町第九拾九番屋敷

工 市嶋利平治

去午六月四日 祖母

死去仕候 志茂

去午九拾貳才

去ル辰年十二月より午六月廿四日迄壹ケ年卜

六ケ月廿四日、正壹人扶持被下置候

十一月十日届候 中川町 名主

青木川太郎

右一昨廿八日書面之通、被 仰付候ニ付、為心得相達候事

辛未十一月

同 十一日 天氣也

一向町咄し寄日延願書、奥印

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ廿三

同 十二日 右同断

一諏訪町咄し哥願、奥印遣ス

同 十四日 天氣

少々風

同 十五日 上天氣也

よニ入曇り

一横町与頭杉本彌十死去跡入札、左之通開札いたし候処、芳
三郎高札ニ付、願書ヲ以御役所江願出候ニ付、奥印いたし
差上候処、同会ニ罷出候処、願之通被仰付候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ廿二

今般上野国小幡・伊勢崎・前橋・高崎・岩鼻・沼田・七日市・
安中八県被廢、更ニ群馬県被為置候事

但し高崎ニ県庁ヲ被為置候事

辛未十月 太政官

群馬県

權知事

從五位 青山 貞

權參事

從六位 安岡良亮

一当十七日 大嘗祭

同十八日 豊明節会

右御祭日御布令ニ付、氏神八幡社ニ而神事執行、御神樂奉納
并町々簾相建、銘々燈籠差出し申度願、左之通り

乍恐以書付奉願上候

一当十七日・十八日、神事執行可致旨、御布令被仰出候ニ付、

右兩日氏神八幡社神事・神樂奉納仕度、并惣町々簾相建、
十六日夜より同十八日夜迄三晩、銘々燈籠差出し申度奉願
上候、右願之通

惣町惣代

(方、虫損)

月番

十八郷町

名主町田勝平

同

連雀町 須藤平八

町年寄

御支配

御役所

右、両様共願之通被仰付候、天神社燈籠之義者 御城内之事二付、燈籠ケ所々者、土木役所江御伺之上、御差配奉願上候事

一 紺屋町房吉方軍談願、奥印

一同町入人願老通、奥印

同 十六日

昨夜より曇り雨降
終日曇り天

同 十七日 右同断

一 八幡社神事 広幡氏ヲ相頼 社人五人

御神楽奉納 元惣社村 赤石出雲相頼

(方)
社人七人

右神事御神楽執行、町年寄・惣町名主出席、目出度相済申候

商社仲間

惣代

藤井新平

同

竹内勝造

御支配

御役所

一 御城内高濱天神社

神事執行

御神楽奉納

右神事御差配之義者、土木御役所より御出役被成候

同 十八日 朝曇り天

後天氣ニ成ル

御神樂奉納商社仲間一同出席、目出度相濟申候

一 普化宗被廢候御触

一 盲人之官職被廢候御触

右之通御触、町々江至急差出申候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字)
下廿四

同 十九日 天氣也

一 牛馬員數取調御触、町々江差出候

(挿入文書8 | 26 *切繼紙、貼付文書)

「牛馬員數取調

差出候様、兼而触達

置候所、未た不差出

差支候間、至急差出

候様、此段町々江無洩

可致通達者也

元前橋県

十一月十三日 勸農方 (朱印)

町年寄

同 廿日 天氣也

一 絞り油商業之者、大蔵省ヨリ御鑑札御触申聞候

御鑑札雛形程村紙六ツ切

表面

刻印
第何号
絞油器械何斗絞鑑札
附管下何国何村
何某

裏

刻	免許	大蔵省
印	租税寮	印

一新貨幣御触之通、町々江申聞候

同 廿一日 右同断

(結紐有・挿入文書無)

(朱字)
下廿五

同 廿二日 右同断

よ二入少し雨降

一 旧藩通用錢札御触、町々江至急御触二付申聞ル

(結紐有・挿入文書無)

(朱字)
下廿六

同 廿三日 天氣也

一 昨日御触二付、町々廿七人一同 三ノ丸江罷出候処、御

掛物類頂戴仕候

(上部に付箋貼付)

「下賜品」 其関係者

松井文四郎 生形八郎

(半カ)

勝山源三郎 串田杢弥

同 宗三郎 江原芳造

三川伊平 下村善一郎

同 民平 市村良平

藤井新平 松井喜平

荒井久七 黒崎長平

五十嵐喜平 根岸常平

関 文七 竹内勝造

武田友七郎

福本又造

江リ川勘平

(糸カ)

勝見桑八

(柳カ)

野本林平

加藤栄八

深町富造

(カ)

太田唯七郎

横川重七

一 例年之通相場書

大麦 六月四日ヨリ

十一月四日迄市也

大豆 八月四日より

十一月四日迄同断

真綿 六月四日より

十一月四日迄同断

荏草 十月四日より

十一月四日迄同断

但し買売直段

右相場書相認メ差上ル、奥書左之通

右之通、相場取調候処、相違無御座候、以上

明治四辛未年十一月 町年寄

御支配 同 松井 喜平

御役所 同 勝山源三郎

(図あり、紙面の都合により以下に記載)

一松本源五郎様・上羽又吉様より銭札一件之義、御心配之段、

厚ク御談事被仰聞候、松井出勤、勝山・竹内御返事申上ル、

右二付明廿五日正五ツ時、町々名主寄合之義、至急触聞

同 廿五日 右同断

同 廿四日 右同断

同 廿五日 右同断

大麦・大豆
相場書
真綿・荏草
町年寄

(結紐有・挿入文書無)

(朱字、右図の下)
下廿七

一 錢札之義ニ付、昨日御役所より御談事御座候ニ付、今日町々名主一同寄合、身元相応之積金出金為致候談事仕候

一 酒造株讓渡願、奥印いたし
 立町三川周作 板屋町小田市太郎
 本町勝山芳五郎
 (豆カ、虫損)
 一 粟嶋村 ■■■ 江被下置候大麦御下願
 諏訪町名主持参ニ付、奥印

同 廿八日 天気也

同 廿九日 右同断

一向町黒鋤徳次郎より西通青梨子村瑞雲寺江相懸候出入手間代滞願書、奥印いたし

十二月朔日 上天気 寒也

(カ)
 一 内仮相免候御触、尅通
 一 明治四第六拾三号、尅通
 一 諸商売取引規則并為取替書
 一 各管内荒蕪不毛之地、自今相当之相価ヲ以御下払被相成候御触
 一 各地方管轄ニ於而、旧諸藩江金穀調達之御触

同 二日 右同断

同 三日 天気静也

同 廿六日 右同断

同 四日 右同断

同 廿七日 天気也

一 桑町入人願、奥印いたし

よニ入曇り

よニ入少し雨

同 五日 天氣也

一 今日、神宮寺町々寄合有之

月番片貝町

中川町

一 兼々御触有之候町々持馬御書之事、未夕不差出向も有之候間、至急差出候様被仰聞候ニ付、申聞之

但し、何町何兵衛持馬、何才、農業馬敷、小荷駄馬敷

同 六日 右同断

寒也

同 七日 天氣之処

昼時より薄曇り寒也

夕刻あれ■也

一群馬県ヨリ御差紙写

申渡義有之間、来ル七日四ツ時可罷出候者也(カ、虫損)

辛未十二月六日 群馬県

序

上州群馬郡前橋町役人

右之通、昨六日夕刻、高崎御役所より御差紙到来ニ付、早刻御役所江御窺奉申上候処、町々ニ而万端心得居候者、両三人可罷出候、尤町年寄江申談事候様被仰付、是者本町問屋高田吾平御伺之上、此方江罷出申聞候

(挿入文書 8 | 27 *切紙、貼付文書、破損大)

「乍恐以書付御届奉^(申、脱カ)上候御差紙写

申渡儀有之間、来七日四ツ時可罷出者也

群馬県

十二月六日 序(カ、虫損)

右之通、高崎御役所より御差紙^(到)至来ニ付、今七日

朝六ツ半出立——

罷出「」可書段、以上(虫損)(カ、虫損)

本町

役人

右ニ付、松井喜平・高田吾平・横地七郎次・市村良平、今七日朝早出立、高崎御役所江罷出候処被仰聞候ハ、其町方ニ

而餅菓子渡世ヤシ^(香具師)も致候敷、笛木助次郎与申者有之敷被仰聞候付、前橋町之義、廿壱ヶ町ニ而、銘々名主御座候而支配仕

候、右為惣代私共罷出候由申上候処、右助次郎義者人別者ニ有之敷被仰聞候ニ付、何町与申義御糺被為遊候哉、御申上候処、其義者承知無之、助次郎岩鼻江入牢申付度候ニ付、明八日罷出候、相尋可申候、右ニ付、其方共之内壱人相殘、其余

歸村可仕旨被仰付候二付、引取歸村仕候、仍之早刻右之段町々取糺候処、天川新町二右様之者有之、去十一月中武州八幡山宿二而、御召捕二相成、当時岩鼻入牢被仰付候段申出候二付、明八日早朝、高崎御役所江可罷出旨申聞候

(結紐有・挿入文書無)

(朱字)
下廿八

同 八日 朝天氣

夕刻あれ

殊之外寒也

一 旧藩々江金穀調達御触

一 上野国製造蚕種三等差別之御触

一 諸国并近在より積出し酒樽冥加御免御触

(挿入文書 8 | 2 8 *切紙、貼付文書、破損大)

(朱字)
下廿九

「此御触天川新町江申聞

(虫損)

「上京四郎

(右カ)

■者、天川新町田中廣治与申者方借宅月続致候二付、貸宅相成候様申出候、差障無之哉、取調可申出者也

辛未十二月七日

勸農方

(蝸カ、虫損)

一 町々 ■屋鑑札引換之義、来ル十五日迄相改、冥加不納分共亦上納可仕御触

一 町々濁酒醸造稼人、未夕造込方出願無之、甚夕等閑之義二

付、町々名主共其方共上二而取調、等閑之始末書面二為致、

其上二而造込高差出候様、尤次第柄二寄御規則之通、嚴重御沙汰有之段、御触面二付、「」濁酒稼人江申聞、明九日迄日延、勝山氏御役所江罷出申上候、町々二而三十老人有之よし

(結紐有・挿入文書無)

(朱字)
下ノ三十一

同 九日 天氣寒也

(結紐有・挿入文書無)

(朱字)
下ノ三十一

同 十日 右同断

一 当八日、天川新町助次郎一件之義二付、右町役人・親類・与合、高崎御役所江罷出候処、御調之上、右助次郎御下二被成候、右届ケ来ル

同 十一日 天氣

極寒也

同 十二日 右同断

一 町々濁酒願書奥印、但し当造高 沓冊

休業 沓冊

上 ■札 (虫損) 沓冊

同 十三日 右同断
一昨日、板屋町歎願一件被仰聞候

同 十四日 天氣也

同 十五日 右同断

同 十六日 右同断

夕刻曇り天
よ二入晴ル

同 十七日 曇り天
極寒也

一過日より町々江申談事置候錢札一件之義、御役所より御出
金ニ相成候二付、町々江出金可仕旨、申聞事ニ相成候よし
承り申候

同 十八日 右同断

同 十九日 右同断

極寒也
風吹

一錢札一件、今日町名主神宮寺江寄合、町出金之者江申聞ル、
勝山・竹内兩人承り、但し貳拾貫文ニ買上ケ候事ニ取究候

本町

右買上ケ者貳ケ所 武田友七郎

立町

同 生形八郎

隱宅

右、世話竹内勝造方支配いたし候事

同 廿日 天氣也

(結紐有・挿入文書無)

下ノ三十二
(朱字)

一当十八日、高崎表群馬御回章二付、問屋月番より御役所
江御届奉申上候処、伺書可差上候旨被仰付、御下書二付左
之通相認、差上申候写し

一今廿日九ツ時、板屋町名主・与頭一同、小前惣代忠七悴才
平始六人、右親類・与合兼老入ツ、副長日高惣平・同横
地七郎治、一同御呼出候御触、早刻申聞候、右二付出勤仕
候

一連雀町御堀端御拝借地願書、奥印仕候

(結紐有・挿入文書無)

下ノ三十三
(朱字)

同 廿一日 天氣寒也

同 廿二日 右同断

同 廿三日 天氣 寒也

同 廿四日 天氣

風吹寒也

一 旧銅貨之御触、町々江早刻持触ニ出候

八 百廿五枚ヲ以壹円ニ換ル

天保錢

厘 六十式枚ト二厘錢ニ枚ヲ以テ

五十錢ニ換ル

貳 (壹カ) 五百枚ヲ以壹円ニ換ル

青 錢

厘 貳百五十枚ヲ以五十錢ニ換ル

一 六百六十七枚ヲ以壹円ニ換ル

厘 文久錢

半 三百三十四枚ヲ以五十錢ニ換ル

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ卅四

一 千枚ヲ以テ壹円ニ換ル

銅 錢

厘 五百枚ヲ以テ五十錢ニ換ル

一 豎町荒井久七方、盜賊届ケ書

(結紐有・挿入文書無)

(朱字) 下ノ卅五

同 廿五日 天氣也

今般、諸県新置ニ付、旧藩之管轄地之内両県ニ引分レ候向、従前其県通用之藩札取扱之義、当七月十四日之相場ヲ以、双方共交請通セシメ、右両県ニ限り上納ニも受取候様可致、尤前ノ条札ニ関係之事務者、其發行之旧藩庁処之新県々ニおゐて可取扱事

辛未十二月 太政官

外ニ新貨鑄造

三ツ井組証書券之御触

右刻付ヲ以持触申事也

同 廿六日 天氣也

一 今廿六日四ツ時、戸長副一同達義有之条、勸農方より御触ニ付、早々触出候

勝山源三郎 松井喜平

須田傳吉 日高利吉

日高惣平 須藤平八

黒崎長平 竹内勝造

高田吾平 市村良平

深町代五郎 齋藤惣平

藤井新平 太田只七郎

横地七郎次 加藤友八郎

奈良伊之八 町田勝平

一 紺屋町亀造・豎町丑松、馬代金滞御触申聞候
一 不斗出除帳之者并当時尋申付置候者、左之雛
形之通取調、来ル正月五日迄ニ可差出候事

(結紐有・挿入文書無)

何村

何年何月何日不斗出 何之誰

何年何月何日除帳

何年何月何日不斗出 何之誰

何月何日より何日之間尋被仰付候

右之趣、可申付者也

十二月廿五日 元

前橋県庁

一 板屋町小泉長七水米一件、其外町内差縄一条、横地七右衛

門立入、歎願書先日差上申候処、板屋町名主・与頭一同、
小前惣代才平始メ六人、戸長副日高惣平・横地七郎次御呼
出し之上、御免被仰付候

一 右町林縫之助御呼出之上、御利解被仰付候

一 右町貧民江御助米之義、当時貧民江分配いたし候様被仰付
候、尤日高惣平・横地七郎次立合候事

右之御助米江、右町穀屋共夫々持寄、貧民江分配いたし候
由、承り来ル

(結紐有・挿入文書無)

(以下、白紙)

(朱字)
下ノ卅七

執筆者紹介

関口 荘右 (せきぐち そうすけ) 補佐兼古文書係長
古文書係

題字 岡庭 征人 書

双 文 第 3 6 号

令和 3 年 3 月 3 1 日 発行

編集・発行 群馬県立文書館

前橋市文京町3-27-26 (〒371-0801) / 電話027(221)2346
